

東大阪市子ども・子育て会議・利用料検討部会合同会議（第10回）

会 議 次 第

平成26年 7月23日(水)
午前9時30分から11時30分
総合庁舎18階 大会議室

1. 開会

2. 議事

（1）利用者負担について【資料1】

（2）地域子育て支援事業供給方法の確保策について【資料2】

（3）支給認定について【資料3】

（4）意向調査の結果について【資料4】

（5）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業選考部会について【資料5】

（6）子ども・子育て支援事業計画骨子案について【資料6】

その他

- ・子ども・子育て支援新制度市民説明会について（報告）【資料7】
- ・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業施設整備事業者の公募について（報告）【資料8】

3. 閉会

子ども・子育て会議委員名簿(50音順、敬称略)

		氏名
1	小学校児童保護者	阿部 美枝
2	関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科准教授	井上 寿美
3	子育てサークル等代表者	小田 美亜
4	UAゼンセン万代ユニオン中央執行副委員長	櫛田 育子
5	在宅で子育て中の保護者の代表	佐藤 奈美
6	大阪府立大学人間社会学部	関川 芳孝
7	東大阪労働組合総連合委員	千谷 友美子
8	東大阪市私立保育会会長	高山 昌弘
9	東大阪市私立幼稚園協会会長	竹村 明
10	東大阪市障がい児相談支援及び通所サービス等施設連絡会長	中西 良介
11	保育所保護者	中泉 あゆみ
12	大阪人間科学大学社会福祉学部教授	中川 千恵美
13	東大阪市留守家庭児童育成クラブ協議会会長	平川 康熙
14	東大阪市立小学校長会役員	景山 雅雄
15	東大阪市PTA協議会学校園委員会委員長	藤井 教之
16	鴻池子育て支援センター所長	古川 玲子
17	東大阪市立幼稚園長会幼保問題担当	松葉 朋子
18	幼稚園保護者	森内 庸介
19	認可外保育施設代表者	八木 教雄
20	東大阪大学副学長	吉岡 眞知子

入口

東大阪市子ども・子育て会議（第10回）

配席表

中川副会長

関川会長

○

○

傍
聴
席

高山委員
竹村委員
中西委員
中泉委員
平川委員
古川委員
松葉委員
八木委員

○
○
○
○
○
○
○
○

○ 阿部委員
○ 小田委員
○ 井上委員
○ 景山委員
○ 櫛田委員
○ 佐藤委員
○ 千谷委員

○ ○ ○ ○ ○ ○

保育室長
寺岡

子どもすこやか部長
田村

副市長
立花

教育次長
南谷

学校管理部長
出口

社会教育部長
川崎

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

子どもすこやか部次長
川西

子ども家庭課長
菊地

保育課長
堀ノ内

新制度準備課長
関谷

学事課長
松田

学校管理部次長
清水

青少年スポーツ室長
安永

健康づくり課長
山本

○ ○

地域社会研究所

東大阪市子ども・子育て会議（第10回）

配布資料一覧

- 資料1－1 東大阪市子ども・子育て会議利用料検討部会の内容について（案）
- 資料1－2 利用者負担について
- 資料2－1 地域子育て支援事業供給量の確保策について
- 資料2－2 教育・保育提供区域の設定について
- 資料3 支給認定について
- 資料3 支給認定申請書（参考資料）
- 資料4 意向調査の結果について
- 資料5 東大阪市 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者選考部会の内容について（案）
- 資料5 子ども・子育て会議特定教育・保育施設及び
特定地域型保育事業者選考部会委員案
- 資料6－1 東大阪市子ども・子育て支援事業～骨子案～
- 資料6－2 子ども・子育て支援事業計画骨子案に対する意見および主な対応
- 資料7 子ども・子育て支援新制度市民説明会資料
- 資料8 幼保連携型認定こども園・小規模保育事業 施設整備事業者の募集

東大阪市子ども・子育て会議利用料検討部会の内容について（案）

1. 設置の趣旨

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規程に基づき設置された東大阪市子ども・子育て会議の部会として、利用料検討部会を設置した。（平成25年8月2日東大阪市子ども・子育て会議決定）

利用料検討部会においては、施設型給付に関する利用料を検討するもの。

2. 検討事項

部会の検討事項は以下のとおりとする。

- （1）施設型給付に関する利用料
- （2）その他必要な事項

なお、具体的な検討に当たっては、必要に応じて、関係者の出席を得て行うこととする。

3. 庶務

部会の庶務は、子どもすこやか部において処理する。

4. その他

前各項及び東大阪市子ども・子育て会議運営規則（平成25年8月2日東大阪市子ども・子育て会議決定）に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

利用者負担について

平成26年7月23日

東大阪市

子ども・子育て新制度推進委員会事務局

現状の保護者負担額

公立幼稚園

- 保育料 年額 78,000円(月額6,500円)
- 入園料 入園時 5,000円
- その他(預かり保育料:300円)
- 用品代・PTA会費など

私立幼稚園

- 保育料 年額198,000～300,000円(平均月額21,550円)
- 入園料 40,000～100,000円(平均56,800円)
- その他(預かり保育料・PTA会費など)

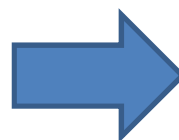
新制度での国からの提案

教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ(月額)

※ここでお示している利用者負担のイメージは、国庫負担金(都道府県負担金)の精算基準としての位置付け(最終的な利用者負担はこの基準を上限として市町村が設定)

・現行の利用者負担の水準を基本

階層区分	推定年収	現行保育料
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割 非課税世帯含む)	～270万円	9,100円
③市町村民税所得割 課税額77,100円以下	～360万円	16,100円
④市町村民税所得割 課税額211,200円以下	～680万円	20,500円
⑤市町村民税所得割 課税額211,201円以上	680万円～	25,700円



階層区分	推定年収	現行保育料
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割 非課税世帯含む)	～270万円	9,100円
③市町村民税所得割 課税額77,100円以下	～360万円	16,100円
④市町村民税所得割 課税額211,200円以下	～680万円	20,500円
⑤市町村民税所得割 課税額211,201円以上	680万円～	25,700円

※②～⑤: 第1階層を除き、前年度分の市町村民税の区分が右の区分に該当する世帯

※現行の保育料: 実際の保育料等の平均値から幼稚園就園奨励費補助の単価を差し引いたもの。

※①～⑤: 現行の階層区分を基本として市町村民税額を基に階層区分を設定。

※ただし、給付単価を限度とする。

※なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる

利用者負担額イメージ(市単独補助金あり)

	入園料	月保育料	入園+保育料 (12ヶ月分)
私立幼稚園 平均	56,800	月額21,550	315,400

※入園料・保育料以外のその他費用負担は除く。

現行の私立幼の利用者負担イメージ(月額)

階 層 区 分 【市単補助額4・5歳児のみ】	多子区分	就園奨励費補助金		【年間】利用者負担額		月額負担額	
		A世帯	B・C世帯	A世帯	B・C世帯	A世帯	B・C世帯
生活保護世帯 【5,000円】	第1子	313,000	兄弟が第1子扱	2,400	兄弟が第1子扱	200	兄弟が第1子扱
	第2子	313,000	313,000	2,400	2,400	200	200
	第3子以降	313,000	313,000	2,400	2,400	200	200
平成26年度市町村民税 非課税世帯 平成26年度市町村民税 所得割非課税世帯 【5,000円】	第1子	204,200	兄弟が第1子扱	111,200	兄弟が第1子扱	9,267	兄弟が第1子扱
	第2子	258,000	258,000	57,400	57,400	4,783	4,783
	第3子以降	313,000	313,000	2,400	2,400	200	200
平成26年度市町村民税所得 割課税額77,100以下の世帯 (16歳未満の子2人を扶養 する場合) 【10,000円】	第1子	125,200	兄弟が第1子扱	190,200	兄弟が第1子扱	15,850	兄弟が第1子扱
	第2子	221,000	221,000	94,400	94,400	7,867	7,867
	第3子以降	318,000	318,000	0	0	0	0
平成26年度市町村民税所得 割課税額211,000以下の世帯 (16歳未満の子2人を扶養 する場合) 【29,000円】	第1子	91,200	兄弟が第1子扱	224,200	兄弟が第1子扱	18,683	兄弟が第1子扱
	第2子	214,000	214,000	101,400	101,400	8,450	8,450
	第3子以降	337,000	337,000	0	0	0	0
上記以外の世帯 【15,000円】	第1子	15,000	兄弟が第1子扱	300,400	兄弟が第1子扱	25,033	兄弟が第1子扱
	第2子	169,000	169,000	146,400	146,400	12,200	12,200
	第3子以降	323,000	323,000	0	0	0	0

想定する新制度の利用者負担イメージ(月額)

【年間】利用者負担額		月額負担額	
A世帯	B・C世帯	A世帯	B・C世帯
2,400	兄弟が第1子扱	200	兄弟が第1子扱
2,400	2,400	200	200
2,400	2,400	200	200
111,200	兄弟が第1子扱	9,200	兄弟が第1子扱
57,400	57,400	4,700	4,700
2,400	2,400	200	200
190,200	兄弟が第1子扱	15,800	兄弟が第1子扱
94,400	94,400	7,800	7,800
0	0	0	0
224,200	兄弟が第1子扱	18,600	兄弟が第1子扱
101,400	101,400	8,400	8,400
0	0	0	0
300,400	兄弟が第1子扱	25,000	兄弟が第1子扱
146,400	146,400	12,200	12,200
0	0	0	0

A: BC以外の世帯、B: 小学校1年生から3年生の兄弟がいる園児、C: 保育所等に通う兄弟がいる園児

(注1)保育所等には、保育所・認定こども園・特別支援学校の幼稚部・知的障害児通園施設・難聴幼児通園施設・肢体不自由児施設通園部・情緒障害児短期治療施設通所部・児童デイサービスを含みます。

利用者負担額イメージ(市単独補助金なし)

	入園料	月保育料	入園+保育料 (12ヶ月分)
私立幼稚園 平均	56,800	月額21,550	315,400

※入園料・保育料以外のその他費用負担は除く。

現行の私立幼の利用者負担イメージ(月額)

階 層 区 分	多子区分	就園奨励費補助金		【年間】利用者負担額		月額負担額	
		A世帯	B・C世帯	A世帯	B・C世帯	A世帯	B・C世帯
生活保護世帯	第1子	308,000	兄弟が第1子扱	7,400	兄弟が第1子扱	617	兄弟が第1子扱
	第2子	308,000	308,000	7,400	7,400	617	617
	第3子以降	308,000	308,000	7,400	7,400	617	617
平成26年度市町村民税非課税世帯 平成26年度市町村民税所得割非課税世帯	第1子	199,200	兄弟が第1子扱	116,200	兄弟が第1子扱	9,683	兄弟が第1子扱
	第2子	253,000	253,000	62,400	62,400	5,200	5,200
	第3子以降	308,000	308,000	7,400	7,400	617	617
平成26年度市町村民税所得割 課税額77,100以下の世帯 (16歳未満の子2人を扶養する場合)	第1子	115,200	兄弟が第1子扱	200,200	兄弟が第1子扱	16,683	兄弟が第1子扱
	第2子	211,000	211,000	104,400	104,400	8,700	8,700
	第3子以降	308,000	308,000	7,400	7,400	617	617
平成26年度市町村民税所得割 課税額211,200以下の世帯 (16歳未満の子2人を扶養する場合)	第1子	62,200	兄弟が第1子扱	253,200	兄弟が第1子扱	21,100	兄弟が第1子扱
	第2子	185,000	185,000	130,400	130,400	10,867	10,867
	第3子以降	308,000	308,000	7,400	7,400	617	617
上記以外の世帯	第1子	0	兄弟が第1子扱	315,400	兄弟が第1子扱	26,283	兄弟が第1子扱
	第2子	154,000	154,000	161,400	161,400	13,450	13,450
	第3子以降	308,000	308,000	7,400	7,400	617	617

想定する新制度の利用者負担イメージ(月額)

【年間】利用者負担額		月額負担額	
A世帯	B・C世帯	A世帯	B・C世帯
7,400	兄弟が第1子扱	600	兄弟が第1子扱
7,400	7,400	600	600
7,400	7,400	600	600
116,200	兄弟が第1子扱	9,600	兄弟が第1子扱
62,400	62,400	5,200	5,200
7,400	7,400	600	600
200,200	兄弟が第1子扱	16,600	兄弟が第1子扱
104,400	104,400	8,700	8,700
7,400	7,400	600	600
253,200	兄弟が第1子扱	21,100	兄弟が第1子扱
130,400	130,400	10,800	10,800
7,400	7,400	600	600
315,400	兄弟が第1子扱	26,200	兄弟が第1子扱
161,400	161,400	13,400	13,400
7,400	7,400	600	600

A: BC以外の世帯、B: 小学校1年生から3年生の兄弟がいる園児、C: 保育所等に通う兄弟がいる園児

(注1)保育所等には、保育所・認定こども園・特別支援学校の幼稚園部・知的障害児通園施設・難聴幼児通園施設・肢体不自由児施設通園部・情緒障害児短期治療施設通所部・児童デイサービスを含みます。

現行の就園奨励補助金の流れ

Aさん世帯の場合：

4人世帯(父・母・姉(小3)、本人(4歳・第2子))、年収450万

私立〇〇幼稚園(入園料56,800円、保育料月額21,550円)に入園

・入園から補助金受け取りまでの流れ

10月
願書受付

- ・希望園へ申込
- ・入園が決まれば
4月までに入園料
納付

入園料
56,800円

4月
入園

- ・毎月保育料納付
保育料
月額21,550円
その他
- ・預かり保育料
- ・PTA会費
- ・給食費 等あり

6月
補助金申請

- ・園を通じて申請
する
- ・決定通知は翌年
1月頃

翌年2月～3月
補助金受取

- ・園を通じて受領
- 就園奨励補助金
年額
214,000円

・保護者の負担額

世帯が納入した年額
315,400円

就園奨励費受給額
214,000円

保育料負担額(年額)

101,400円



その他に負担するもの

- ・預かり保育料
- ・PTA会費
- ・給食費 など

新制度における利用者負担額による課題

- 公立幼稚園の利用者負担額の見直し
(公私間バランス)
- 私立幼稚園の利用者負担額
(従来の保育料より負担増の世帯がある)
- 保育所の利用者負担額とのバランス

● 保育所の保育料について

- ・国が定める基準額をもとに東大阪市の基準額を設定しています。

$$\text{前年度国基準額} \times 72.5\% = \text{東大阪市の保育料}$$

- ・保育料の算定の根拠は、保護者の前年所得（主に所得税）となっています。

● 新制度に係る改正ポイント

- ・保育標準時間と保育短時間区分別に保育料が設定されています。
- ・保育料の算定には、支給認定保護者の市民税が用いられます。

【参考】 26年度東大阪市保育料基準額表

国階層	平成25年度 国 基 準 額（月額）				
	定 義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1階層	被生活保護世帯 及び中国残留邦人 の自立支援給付需 受給世帯	第1子	0	0	0
		第2子	0	0	0
		第3子	0	0	0
第2階層 (母子・障害)	前年度 所得税・市民税 非課税世帯	第1子	0	0	0
		第2子	0	0	0
		第3子	0	0	0
第2階層	前年度 所得税・市民税 非課税世帯	第1子	9,000	6,000	6,000
		第2子	4,500	3,000	3,000
		第3子	0	0	0
第3階層 (母子・障害)	前年度 所得税非課税 市民税課税世帯	第1子	18,500	15,500	15,500
		第2子	9,250	7,750	7,750
		第3子	0	0	0
第3階層	前年度 所得税非課税 市民税課税世帯	第1子	19,500	16,500	16,500
		第2子	9,750	8,250	8,250
		第3子	0	0	0
第4階層	前年分所得税額 40,000円未満	第1子	30,000	27,000	27,000
		第2子	15,000	13,500	13,500
		第3子	0	0	0
第5階層	前年分所得税額 40,000円以上 103,000円未満	第1子	44,500	(41,500) 38,380	(41,500) 31,740
		第2子	22,250	19,190	15,870
		第3子	0	0	0
第6階層	前年分所得税額 103,000円以上 413,000円未満	第1子	61,000	(58,000) 38,380	(58,000) 31,740
		第2子	30,500	19,190	15,870
		第3子	0	0	0
第7階層	前年分所得税額 413,000円以上 734,000未満	第1子	80,000	(77,000) 38,380	(77,000) 31,740
		第2子	40,000	19,190	15,870
		第3子	0	0	0
第8階層	前年分所得税額 734,000以上	第1子	(104,000) 87,990	(110,000) 38,380	(110,000) 31,740
		第2子	43,990	19,190	15,870
		第3子	0	0	0

市階層	平成26年度 市 基 準 額（月額）			
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
O10	第1子	0	0	0
	第2子	0	0	0
	第3子	0	0	0
O2A	第1子	0	0	0
	第2子	0	0	0
	第3子	0	0	0
O2B	第1子	6,520	4,350	4,350
	第2子	3,260	2,170	2,170
	第3子	0	0	0
O3A	第1子	13,410	11,230	11,230
	第2子	6,700	5,610	5,610
	第3子	0	0	0
O3B	第1子	14,130	11,960	11,960
	第2子	7,060	5,980	5,980
	第3子	0	0	0
D01	第1子	21,750	19,570	19,570
	第2子	10,870	9,780	9,780
	第3子	0	0	0
D02	第1子	32,260	27,820	23,010
	第2子	16,130	13,910	11,500
	第3子	0	0	0
D03	第1子	44,220	27,820	23,010
	第2子	22,110	13,910	11,500
	第3子	0	0	0
D04	第1子	58,000	27,820	23,010
	第2子	29,000	13,910	11,500
	第3子	0	0	0
D05	第1子	63,790	27,820	23,010
	第2子	31,890	13,910	11,500
	第3子	0	0	0

● 国が定める基準（イメージ）

保育認定（２号、３号）

階層区分	利用者負担（月額）			
	標準時間		短時間	
	３歳未満 （３号）	３歳以上 （２号）	３歳未満 （３号）	３歳以上 （２号）
①生活保護世帯	０円	０円	０円	０円
②市町村民税 非課税	９，０００円	６，０００円	９，０００円	６，０００円
③市町村民税課 税世帯（所得税 非課税世帯）	１９，５００円	１６，５００円	１９，３００円	１６，３００円
④所得割課税額 ９７，０００円 未満	３０，０００円	２７，０００円	２９，６００円	２６，６００円
⑤所得割課税額 １６９，０００円 未満	４４，５００円	４１，５００円	４３，９００円	４０，９００円
⑥所得割課税額 ３０１，０００円 未満	６１，０００円	５８，０００円	６０，１００円	５７，１００円
⑦所得割課税額 ３９７，０００円 未満	８０，０００円	７７，０００円	７８，８００円	７５，８００円
⑧所得割課税額 ３９７，０００円 以上	１０４，０００円	１０１，０００円	１０２，４００円	９９，４００円

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市民税額を基に階層区分を設定。ただし、給付単価を限度とする。

● 現行の東大阪市保育料水準に合わせた新制度 の保育料イメージ（国基準の72.5%）

保育認定（2号、3号）

階層区分	利用者負担（月額）			
	標準時間		短時間	
	3歳未満 （3号）	3歳以上 （2号）	3歳未満 （3号）	3歳以上 （2号）
①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税	6,520円	4,350円	6,520円	4,350円
③市町村民税課 税世帯（所得税 非課税世帯）	14,130円	11,960円	13,990円	11,810円
④所得割課税額 97,000円 未満	21,750円	19,570円	21,460円	19,280円
⑤所得割課税額 169,000円 未満	32,260円	30,080円	31,820円	29,650円
⑥所得割課税額 301,000円 未満	44,220円	42,050円	43,570円	41,390円
⑦所得割課税額 397,000円 未満	58,000円	55,820円	57,130円	54,950円
⑧所得割課税額 397,000円 以上	75,400円	73,220円	74,240円	72,060円

※ ①～⑧：現行の階層区分を基本として市民税額を基に階層区分を設定。ただし、給付単価を限度とする。

資料2-1

第10回子ども・子育て会議・利用料検討部会

地域子育て支援事業供給量の 確保策について

平成26年7月23日

東大阪市

子ども・子育て新制度推進委員会事務局

地域子育て支援事業

・ 子ども・子育て支援法に基づき、市町村計画で下記事業を実施

- ①延長保育事業
- ②子育て短期支援事業
- ③地域子育て支援拠点事業
- ④ー１ 一時預かり(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)
- ④ー２ それ以外の一時預かり
- ⑤病児・病後児保育事業
- ⑥ファミリー・サポート・センター事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧ 養育支援訪問事業
- ⑨ 妊婦健診
- ⑩ 利用者支援(新規)
- ⑪ 放課後児童クラブ (※詳細は青少年スポーツ室にて検討)
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規)

☆１ ⑪～⑬については今回では掲載せず

☆２ ⑫、⑬の事業については、幼稚園、保育所等の運営状況を踏まえて詳細を検討する。

(1) 延長保育事業

①事業概要

《事業内容》 ☆延長保育事業

(現行) 11時間の開所時間を超えて保育を実施

→(新制度) 現行の基準を基本とし、実施施設の規模の違いや保育必要量等を加味して
制度の在り方を引き続き国において検討が進められている

《実施場所》 各保育所

②市域全体での5年間の見込み量

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
需要量	1,887	1,840	1,812	1,785	1,756
供給量	1,872	1,872	1,872	1,872	1,872
見込み量 (人数)	15	-32	-60	-87	-116

③施策展開の方向性

向こう5年間の見込み量より現状の提供水準を維持する

(1) 延長保育事業

①事業概要

早朝の時間帯における保育

(現行)各保育所にて11時間の開所を実施している(おおむね、7時・7時30分より預かりを行っている)

《実施場所》保育所

→現行の預かり時間以上の早朝保育が実施できないか

②市域全体での5年間の見込み量(5時～7時における保育希望)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
需要量	71	69	68	67	66
供給量	0	0	0	0	0
見込み量(人数)	71	69	68	67	66

③現状と課題

- ・事業実施にあたり受け入れ施設における体制の確保が必要
(配置基準があることから保育士の体制にかかる調整や保育士の確保が課題)

④対応方針案

- ・需要量を踏まえて事業の在り方について今後も保護者のニーズの動向を見ていながら、引き続き検討を進めてはどうか

(2)子育て短期支援事業

①事業概要

《対象》

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合

《事業内容》

児童養護施設などにおいて児童を預かるもの

《実施場所》 児童養護施設(6施設)

②市域全体での5年間の見込み量

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
需要量	1,664	1,604	1,579	1,555	1,531
供給量	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
見込み量(人日)	444	404	379	355	331
(箇所数換算)	1.5か所	1.5か所	1.2か所	1.1か所	1.1か所

③施策展開の方向性

受入枠の確保等により拡充を図る

(3) 地域子育て支援拠点事業

① 事業概要

【子育て支援センター(旭町・鴻池・荒本・長瀬・楠根)】

《対象》

就学前児童と保護者

《事業内容》

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施

《実施場所》5施設で実施

【つどいの広場】

《対象》就学前児童と保護者

《事業内容》主に乳幼児とその親が、いつでも気軽に参加できる交流の場を設置

《実施場所》16か所で実施

② 市域全体での5年間の見込み量

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
需要量	77,233	75,268	74,412	73,548	72,660
供給量	84,767	84,767	84,767	84,767	84,767
見込み量(人回) (リージョンごと)	-7,534 (8,025)	-7,465 (7,329)	-6,964 (7,013)	-6,641 (6,704)	-6,342 (6,383)

※見込み量については、市域全体から子育て支援センターが設置されていない地域の需要量を合計した数値となっています

③ 施策展開の方向性

子育て支援センターが現在ない地域(A・F地域など)については既存の社会資源の有効活用を図る事などによる支援センター機能の拡充について検討を進める。

(4)－1 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

①事業概要

《事業内容》

(現行)教育課程に係る教育時間の前後や休業日などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、当該幼稚園の園児のうち希望者を対象に教育活動を実施

→(新制度)幼稚園・認定こども園において教育標準時間を主な対象とした「一時預かり事業」の「幼稚園型」として新たに位置づけられる

《実施場所》各幼稚園

②市域全体での5年間の見込み量

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
需要量	52,508	51,255	50,308	49,361	48,404
供給量	52,508	51,255	50,308	49,361	48,404
見込み量(人日)	0	0	0	0	0

③施策展開の方向性

現状の実施体制において需要量を充足していると考えられるため現状の供給量の水準を維持する

(4)－2 それ以外の一時預かり

①事業概要

《事業内容》

(現行)保護者の疾病・入院、災害・事故、育児などに伴う心理的・肉体的負担の解消などにより、一時的に保育が必要となった乳児又は幼児主に昼間に、保育所その他の場所で一時的に預かる。
保育所型・地域密着型・地域密着Ⅱ型の3類型

→(新制度)従来の3類型をまとめて「一時預かり事業」の「一般型」として新たに位置づけられる

《実施場所》各保育所(園)(36施設)

②市域全体での5年間の見込み量

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
需要量	136,162	132,796	130,938	129,018	127,242
供給量	18,718	18,718	18,718	18,718	18,718
見込み量(人日)	117,444	114,078	112,220	110,390	108,524
(人数換算)	816	792	779	767	754

※人数換算については週3日程度の利用を想定

③現状の課題

- ・利用時の手続きが煩雑である(事前登録が必要・一度施設に来所しなければいけない)
- ・利用したいときにすぐに利用できない
- ・利用する際の情報が入手しづらい
- ・どの程度の状況で利用できるかが分かりにくい
- ・受入枠がない
- ・利用料が高い

(4)－2 それ以外の一時預かり

④施策展開の方向性

・利用時の手続きが煩雑である(事前登録が必要・一度施設に来所しなければならない)

【対応方針案】

初回利用時の事前登録は子どもの状態把握等のために必要と考える。

2回目以降は来所だけでなく電話・メール・ファックス等での利用申込も可能とする。

・利用したいときにすぐに利用できない

【対応方針案】

保育士の配置体制もあることから、利用日の一定期間前に申込をして頂く必要はあると考える

・利用する際の情報が入手しづらい

【対方方針案】

実際の利用手続きの際の事前登録の説明、利用申込書の様式、当日の持参物等について、ウェブサイトや市政だより等でより詳細な情報の提供を行う

・利用料が高い

【対応方針案】

利用しやすい料金設定について検討を行う

・受入枠の確保

【対応方針案】

既存施設での受け入れ枠の拡充や公共施設等の空きスペース等での実施について検討を行う

(4)－2 それ以外の一時預かり

⑤前回議論で頂いたご意見

- 保育所等に通っていない人にとってどのような人に預かってもらえるかがかわからないと預けられにくい。
在宅の保護者が日ごろ通っている「つどいの広場」等であれば安心して預けられるのでは。
- 親にとっては無料で子どもを預けられるのが一番安心できるのでは。
- 保育園における一時預かりの実態としては、利用料金が高いことにより利用を諦める方が多いので、もう少し利用しやすい価格にした方が良いのではないか。
また、利用手続きについても、何回か利用されている方へは急な対応もできる限り行っている
- 初回は施設に来て頂く必要があると認識している。命を預かる仕事であるからこそ慎重になる。
一度利用してもらうと急な対応も可能な限り行っている。

⑥対応方針案

- ◎在宅で子育てしている方が、行き慣れている場所(つどいの広場・子育てサークルなど)で預かる事が出来るようしくみ等を検討してはどうか
- ◎公共施設の空きスペース等を確保し、各リージョンに拠点となるような施設を設置していく方向で検討をしてはどうか
- ◎利用料については引き続き検討を重ねる
- ◎保育の実施体制については保育士のみならず子育て支援員(仮称)※1による預かり体制も含めて検討が必要

(5) 病児・病後児保育

①事業概要

《対象》

児童が発熱等の急な病気となった場合

《事業》

保育所・認定こども園・病院・診療所等において一時的に保育を行う

②市域全体での5年間の見込み量

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
需要量	25,232	24,614	24,239	23,868	23,490
供給量	4,320	4,320	4,320	4,320	4,320
見込み量(人日)	14,629	14,165	13,883	13,604	13,320
(人数換算)	60	59	57	57	56

③施策展開の方向性

・幅広い実施施設の確保に努める

(5) 病児・病後児保育

④課題

- 事前予約は2週間前までにしなくてはならない
- 保育所に病児保育のスペースがあれば、子どもたちも慣れた保育士さんに見てもらえるので良い。
- 病児保育は事前の準備が多く、時間の融通が利かない(延長料金がかかる)。
- いつもの保育環境と変わってしまうこともあり、人見知りの時期は子どもがずっと泣いているので、預けることにためらいがある。
- 病児保育をどこで実施しているか分からなかった。

⑤対応方針案

- ◎実施場所・申込方法・事前準備等については市ウェブサイトに掲載しているが、より情報が必要とされている方への的確に届くしくみづくりを検討
- ◎事前準備は安全に保育ができるよう一定必要性が有ると考えるが、2回目以降の利用について、保護者の負担軽減ができるような仕組みづくりを検討

(6)ファミリー・サポート・センター事業

①事業概要

《事業》

主に児童の預かりや送迎・育児のリフレッシュなどにつき、子育ての援助を受けたい方（依頼会員）からファミリー・サポート・センターへ援助の依頼があり、依頼内容を引き受ける方（援助会員）へつなぐ相互援助ネットワークとして組織されている。

②市域全体での5年間の見込み量

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
需要量	12,847	12,453	12,065	11,676	11,286
供給量	1,195	1,195	1,195	1,195	1,195
見込み量(人日)	11,652	11,258	10,807	10,481	10,091

③施策展開の方向性

・援助会員の確保を図るため、募集方法や研修体制等について充実を図る

(6)ファミリー・サポート・センター事業

⑤前回議論で頂いたご意見

- ファミリー・サポート・センター事業について、実際に会員をやっているが依頼が少ないと感じた。また、援助会員の募集にあたって、年配の方・子育てを一段落された方、団塊世代などに声をかける方がいいのではないか
- 知らないお宅に預けるのは不安が有る
- いまいち利用の仕方が良く分からない
- 援助会員が地域の事をよく知っている人だったので頼みやすかった
- ファミサポを使いたい、自分の家でみてくれないのが不安
- 子育て中のお母さんたちをサポートする仕事が生家でできたらよいのでは。保育士の免許がなくても子育てをサポートできる仕事があれば良い。

⑥対応方針案

- ◎より身近な地域で依頼・援助活動が行える、双方のニーズのマッチングを丁寧に実施していく
- ◎援助会員の募集にあたり、市民への事業に関する周知方法等の工夫を行う
- ◎子育て支援員(仮称)※1の活用により援助体制を拡充を検討する

(7)乳幼児家庭全戸訪問事業

①事業概要

【こんにちは赤ちゃん事業】

《対象》生後4か月までの乳児のいるすべての家庭

《事業内容》

各家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う

②市域全体での5年間の見込み量 ※ニーズ推計によらずに算出

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
需要量	3,200	3,100	3,000	3,000	3,000
供給量	3,200	3,100	3,000	3,000	3,000
見込み量(人)	0	0	0	0	0

③施策展開の方向性

・現状の支援体制を維持しより一層情報提供や養育環境等の把握に努める

(8) 養育支援訪問事業

① 事業概要

《対象》

養育支援が特に必要な家庭

《事業内容》

家庭訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行う

② 市域全体での5年間の見込み量 ※ニーズ推計によらずに算出

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
需要量	50	50	50	50	50
供給量	50	50	50	50	50
見込み量(人)	0	0	0	0	0

③ 施策展開の方向性

・現状の支援体制を維持しより一層養育環境等の把握に努めるとともに
きめ細やかな支援を実施していく

(9) 妊婦健診

①事業概要

《対象》 妊婦

《事業》

市町村が、必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行う

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、公費負担を実施

②市域全体での5年間の見込み量 ※ニーズ推計によらずに算出

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
需要量	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
供給量	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
見込み量(人回)	0	0	0	0	0

③施策展開の方向性

- ・現在の供給水準を維持し、受診に向けた啓発等を実施していく

(10)利用者支援事業※新規事業

①事業概要

《事業》

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する

②市域全体での5年間の見込み量

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
需要量	3	4	5	6	7
供給量	0	0	0	0	0
見込み量(箇所)	-3	-4	-5	-6	-7

③施策展開の方向性

・各福祉事務所において教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように専門の支援員を配置し、相談支援を実施

(その他)夜間保育事業

①事業概要

《事業内容》 ☆夜間保育事業

(現行)夜間においておおよそ午後10時までの間に保育を行うこと

《実施場所》保育所

②市域全体での5年間の見込み量(20時～22時における保育希望)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
需要量(夜間)	64	62	61	60	59
供給量	0(30)	0(30)	0(30)	0(30)	0(30)
見込み量(人数)	64	62	61	60	59

③現状と課題

- ・現状は市内1か所において開設されている
- ・事業実施にあたり受け入れ施設における体制の確保が必要
(配置基準があることから保育士の体制にかかる調整や保育士の確保が課題)

④対応方針案

- ・需要量と国から今後示される事業のありかたの動向を見ながら、事業者と協議を重ねていく方向で検討してはどうか

(その他)休日保育事業

①事業概要

《事業内容》 ☆休日保育事業

(現行)日曜日、国民の祝日等においても保育が必要な乳幼児において保育を実施する

《実施場所》各保育所(※現在本市では事業実施は行っていない)

②市域全体での5年間の見込み量

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
需要量	282	275	271	267	263
供給量	0	0	0	0	0
見込み量(人数)	282	275	271	267	263

③現状と課題

- ・現在事業実施を行っていない
- ・事業実施にあたり受け入れ施設における体制の確保が必要
(配置基準があることから保育士の体制にかかる調整や保育士の確保が課題)

④対応方針案

- ・需要量と国から今後示される事業のありかたの動向を見ながら、今後事業者と協議を重ねていく方向で検討してはどうか

※1 子育て支援員（仮称）とは

「子育て支援員（仮称）」（※）の創設について（案）

（※）愛称については、制度のPRを兼ねて公募していく予定

趣旨

- 子ども・子育て支援新制度（平成27年度より施行予定）においては、小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等が新たに法律に基づく給付・事業となり、これらの事業の拡充に伴い、人材の確保が必要となる。
- このため、育児経験豊かな主婦等を主な対象とした子育て支援分野に従事するために必要な研修を提供し、研修を修了した者を「子育て支援員（仮称）」として認定する等、これらの分野で活躍していただくことを目的とした制度を創設する。

「子育て支援員（仮称）」制度

- 「子育て支援員（仮称）研修」を国が示すガイドラインによる全国共通の研修課程として、都道府県又は市町村等が実施。
 - 様々な子育て支援分野に従事できるよう、分野横断の共通の研修課程と各分野の研修課程を用意。
 - 主婦等が研修を受けやすくするための支援を検討。
- 研修修了者を「子育て支援員（仮称）」として研修の実施主体が認定。全国で通用。
 - 認定されると、小規模保育・家庭的保育・一時預かり・事業所内保育の保育従事者等として従事可能。



- 更に意欲のある方には、保育士、家庭的保育者、放課後児童支援員を目指しやすくする仕組みを検討。
- 具体的には、「子育て支援員（仮称）」と認定された者について、
 - ・保育士試験を受験するために必要な実務経験にカウントする
 - ・家庭的保育者・放課後児童支援員として従事するために必要な研修の一部を免除する等を今後検討。

※1 子育て支援員（仮称）とは

「子育て支援員（仮称）」（※）の創設について（案）

資料4-2

（※）愛称については、制度のPRを兼ねて公募していく予定

更に意欲のある方は、
保育士、家庭的保育者
放課後児童支援員に！

研修など

「子育て支援員（仮称）」

小規模保育

保育従事者

家庭的保育

家庭的保育補助者

一時預かり

保育従事者

事業所内保育
（※）

保育従事者

放課後児童
クラブ

補助員

ファミリー・サ
ポート・センター

提供会員

利用者支援事業

専任職員

地域子育て
支援拠点

専任職員

乳児院
児童養護施設

補助的職員

障害児支援

指導員

（※）定員19名以下のものに限る。 1

子育てが一段落した専業主婦等

子育て支援員（仮称）研修

地域子育て支援事業 (放課後児童クラブ)供給量の 確保策について

①事業概要

(現行)

対象 小学校低学年(1年生から3年生)

事業内容 下校後保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を
あずかり児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を
行い、児童の健全育成を図る。

実施場所 市立53小学校内

※本市では53小学校区に「留守家庭児童育成クラブ」を設置し、各
クラブに補助を行い、放課後児童健全育成事業を施策として展開し
ている。

②市域全体での5年間の必要見込み量

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
推計児童数 (人)	11,309(低学年) 12,537(高学年)	10,952(低学年) 12,172(高学年)	10,603(低学年) 11,808(高学年)	10,253(低学年) 11,445(高学年)	9,901(低学年) 11,080(高学年)
需要量 (人)	2,756(低学年) 1,580(高学年)	2,670(低学年) 1,534(高学年)	2,585(低学年) 1,488(高学年)	2,500(低学年) 1,442(高学年)	2,414(低学年) 1,396(高学年)
供給量 (人)	2,987	2,987	2,987	2,987	2,987
見込み量 (人)	1,349	1,217	1,086	955	823

※供給量を変更

平成25年5月現在の入会児童数(2,703人)

⇒平成26年7月現在の各クラブ室面積を1.65平米で割り、定員を算出

③校区別必要見込み量

放課後児童健全育成事業(小学生)(平成27年度)

中学校区	小学校区	ニーズ量	市域換算	児童数 (H26.5現在)	小学校区換算	供給量	必要見込み量
石切	石切	320	267	847	157	57	100
	石切東			599	110	47	63
孔舎衛	孔舎衛	251	210	706	127	55	72
	孔舎衛東			463	83	38	45
縄手	縄手	109	91	312	50	38	12
	上四条			255	41	38	3
枚岡	枚岡東	131	109	507	39	66	-27
	枚岡西			913	70	94	-24
縄手北	縄手北	135	113	311	56	38	18
	縄手東			320	57	38	19
池島	池島	85	71	563	71	76	-7
縄手南	縄手南	129	108	825	108	86	22
盾津	成和	536	448	1248	246	120	126
	弥栄			455	90	64	26
	鴻池東			567	112	38	74
盾津東	北宮	271	226	699	124	80	44
	加納			577	102	80	22
玉川	玉川	242	202	522	86	38	48
	岩田西			711	117	76	41
英田	英田北	299	250	989	155	112	43
	英田南			606	95	97	-2
花園	花園	293	245	355	80	38	42
	玉串			499	113	98	15
	花園北			227	51	39	12
若江	玉美	216	180	308	56	50	6
	若江			686	125	76	49
楠根	楠根	344	287	562	122	68	54
	楠根東			760	165	90	75
長栄	長堂	144	120	298	43	38	5
	高井田東			541	78	38	40
新喜多	西堤	220	184	576	108	76	32
	藤戸			401	75	38	37
俊徳	荒川	39	33	398	33	39	-6
意岐部	意岐部	90	75	416	76	47	29
高井田	森河内	208	174	593	135	53	82
	高井田西			173	39	38	1
小阪	小阪	289	241	330	69	38	31
	八戸の里			388	81	50	31
	八戸の里東			432	91	50	41
金岡	長瀬北	66	55	245	32	39	-7
	長瀬東			173	23	38	-15
太平寺	三ノ瀬	150	125	99	36	39	-3
	太平寺			247	89	38	51
上小阪	菱屋西	182	152	257	43	40	3
	上小阪			532	89	76	13
	永和			121	20	38	-18
長瀬	長瀬南	112	94	250	37	76	-39
	大蓮			258	38	38	0
	大蓮東			127	19	38	-19
弥刀	弥刀	173	145	291	62	45	17
	弥刀東			383	82	66	16
柏田	長瀬西	157	131	262	73	38	35
	柏田			208	58	38	20
合計		5,191	4,336		4,336	2,987	1,349

放課後児童健全育成事業(小学生)(平成28年度)

中学校区	小学校区	ニーズ量	市域換算	児童数 (H26.5現在)	小学校区換算	供給量	必要見込み量
石切	石切	310	259	847	152	57	95
	石切東			599	107	47	60
孔舎衛	孔舎衛	244	204	706	123	55	68
	孔舎衛東			463	81	38	43
縄手	縄手	105	88	312	48	38	10
	上四条			255	39	38	1
枚岡	枚岡東	127	106	507	38	66	-28
	枚岡西			913	68	94	-26
縄手北	縄手北	131	109	311	54	38	16
	縄手東			320	56	38	18
池島	池島	83	69	563	69	76	-7
縄手南	縄手南	125	104	825	104	86	18
盾津	成和	520	435	1248	239	120	119
	弥栄			455	87	64	23
	鴻池東			567	109	38	71
盾津東	北宮	263	220	699	120	80	40
	加納			577	99	80	19
玉川	玉川	234	196	522	83	38	45
	岩田西			711	113	76	37
英田	英田北	289	242	989	150	112	38
	英田南			606	92	97	-5
花園	花園	284	237	355	78	38	40
	玉串			499	110	98	12
	花園北			227	50	39	11
若江	玉美	208	174	308	54	50	4
	若江			686	120	76	44
楠根	楠根	334	279	562	119	68	51
	楠根東			760	160	90	70
長栄	長堂	139	116	298	41	38	3
	高井田東			541	75	38	37
新喜多	西堤	213	178	576	105	76	29
	藤戸			401	73	38	35
俊徳	荒川	38	32	398	32	39	-7
意岐部	意岐部	88	74	416	74	47	27
高井田	森河内	202	169	593	131	53	78
	高井田西			173	38	38	0
小阪	小阪	280	234	330	67	38	29
	八戸の里			388	79	50	29
	八戸の里東			432	88	50	38
金岡	長瀬北	64	53	245	31	39	-8
	長瀬東			173	22	38	-16
太平寺	三ノ瀬	146	122	99	35	39	-4
	太平寺			247	87	38	49
上小阪	菱屋西	176	147	257	42	40	2
	上小阪			532	85	76	9
	永和			121	20	38	-18
長瀬	長瀬南	108	90	250	36	76	-40
	大蓮			258	37	38	-1
	大蓮東			127	18	38	-20
弥刀	弥刀	167	140	291	60	45	15
	弥刀東			383	80	66	14
柏田	長瀬西	152	127	262	71	38	33
	柏田			208	56	38	18
合計		5,030	4,204		4,204	2,987	1,217

③校区別必要見込み量

放課後児童健全育成事業(小学生)(平成29年度)

中学校区	小学校区	ニーズ量	市域換算	児童数 (H26.5現在)	小学校区換算	供給量	必要見込み量
石切	石切	300	251	847	147	57	90
	石切東			599	104	47	57
孔舎衛	孔舎衛	235	196	706	119	55	64
	孔舎衛東			463	78	38	40
縄手	縄手	102	85	312	47	38	9
	上四条			255	38	38	0
枚岡	枚岡東	123	103	507	37	66	-29
	枚岡西			913	66	94	-28
縄手北	縄手北	127	106	311	52	38	14
	縄手東			320	54	38	16
池島	池島	81	68	563	68	76	-8
縄手南	縄手南	121	101	825	101	86	15
盾津	成和	503	420	1248	231	120	111
	弥栄			455	84	64	20
	鴻池東			567	105	38	67
盾津東	北宮	255	213	699	117	80	37
	加納			577	96	80	16
玉川	玉川	227	190	522	80	38	42
	岩田西			711	109	76	33
英田	英田北	280	234	989	145	112	33
	英田南			606	89	97	-8
花園	花園	275	230	355	75	38	37
	玉串			499	106	98	8
	花園北			227	48	39	9
若江	玉美	203	170	308	53	50	3
	若江			686	117	76	41
楠根	楠根	323	270	562	115	68	47
	楠根東			760	155	90	65
長栄	長堂	135	113	298	40	38	2
	高井田東			541	73	38	35
新喜多	西堤	206	172	576	101	76	25
	藤戸			401	71	38	33
俊徳	荒川	37	31	398	31	39	-8
意岐部	意岐部	86	72	416	72	47	25
高井田	森河内	196	164	593	127	53	74
	高井田西			173	37	38	-1
小阪	小阪	271	226	330	65	38	27
	八戸の里			388	76	50	26
	八戸の里東			432	85	50	35
金岡	長瀬北	63	53	245	31	39	-8
	長瀬東			173	22	38	-16
太平寺	三ノ瀬	141	118	99	34	39	-5
	太平寺			247	84	38	46
上小阪	菱屋西	171	143	257	40	40	0
	上小阪			532	84	76	8
	永和			121	19	38	-19
長瀬	長瀬南	105	88	250	35	76	-41
	大蓮			258	36	38	-2
	大蓮東			127	18	38	-20
弥刀	弥刀	162	135	291	58	45	13
	弥刀東			383	77	66	11
柏田	長瀬西	147	123	262	68	38	30
	柏田			208	54	38	16
合計		4,875	4,073		4,073	2,987	1,086

放課後児童健全育成事業(小学生)(平成30年度)

中学校区	小学校区	ニーズ量	市域換算	児童数 (H26.5現在)	小学校区換算	供給量	必要見込み量
石切	石切	291	243	847	142	57	85
	石切東			599	101	47	54
孔舎衛	孔舎衛	228	190	706	115	55	60
	孔舎衛東			463	75	38	37
縄手	縄手	98	82	312	45	38	7
	上四条			255	37	38	-1
枚岡	枚岡東	119	99	507	35	66	-31
	枚岡西			913	64	94	-30
縄手北	縄手北	123	103	311	51	38	13
	縄手東			320	52	38	14
池島	池島	78	65	563	65	76	-11
縄手南	縄手南	117	98	825	98	86	12
盾津	成和	488	407	1248	224	120	104
	弥栄			455	82	64	18
	鴻池東			567	102	38	64
盾津東	北宮	247	206	699	113	80	33
	加納			577	93	80	13
玉川	玉川	220	184	522	78	38	40
	岩田西			711	106	76	30
英田	英田北	271	226	989	140	112	28
	英田南			606	86	97	-11
花園	花園	266	222	355	73	38	35
	玉串			499	103	98	5
	花園北			227	47	39	8
若江	玉美	196	164	308	51	50	1
	若江			686	113	76	37
楠根	楠根	313	261	562	111	68	43
	楠根東			760	150	90	60
長栄	長堂	131	109	298	39	38	1
	高井田東			541	71	38	33
新喜多	西堤	199	166	576	98	76	22
	藤戸			401	68	38	30
俊徳	荒川	36	30	398	30	39	-9
意岐部	意岐部	83	69	416	69	47	22
高井田	森河内	189	158	593	122	53	69
	高井田西			173	36	38	-2
小阪	小阪	263	220	330	63	38	25
	八戸の里			388	74	50	24
	八戸の里東			432	82	50	32
金岡	長瀬北	61	51	245	30	39	-9
	長瀬東			173	21	38	-17
太平寺	三ノ瀬	137	114	99	33	39	-6
	太平寺			247	82	38	44
上小阪	菱屋西	165	138	257	39	40	-1
	上小阪			532	81	76	5
	永和			121	18	38	-20
長瀬	長瀬南	102	85	250	34	76	-42
	大蓮			258	35	38	-3
	大蓮東			127	17	38	-21
弥刀	弥刀	157	131	291	57	45	12
	弥刀東			383	74	66	8
柏田	長瀬西	143	119	262	67	38	29
	柏田			208	53	38	15
合計		4,721	3,942		3,942	2,987	2,955

③校区別必要見込み量

放課後児童健全育成事業(小学生)(平成31年度)

中学校区	小学校区	ニーズ量	市域換算	児童数 (H26.5現在)	小学校区換算	供給量	必要見込み量
石切	石切	281	235	847	137	57	80
	石切東			599	97	47	50
孔舎衛	孔舎衛	220	184	706	111	55	56
	孔舎衛東			463	73	38	35
縄手	縄手	95	79	312	44	38	6
	上四条			255	36	38	-2
枚岡	枚岡東	116	97	507	35	66	-31
	枚岡西			913	62	94	-32
縄手北	縄手北	118	99	311	49	38	11
	縄手東			320	50	38	12
池島	池島	76	63	563	63	76	-13
縄手南	縄手南	113	94	825	94	86	8
盾津	成和	471	393	1248	217	120	97
	弥栄			455	79	64	15
	湯池東			567	98	38	60
盾津東	北宮	238	199	699	109	80	29
	加納			577	90	80	10
玉川	玉川	212	177	522	75	38	37
	岩田西			711	102	76	26
英田	英田北	262	219	989	136	112	24
	英田南			606	83	97	-14
花園	花園	258	215	355	71	38	33
	玉串			499	99	98	1
	花園北			227	45	39	6
若江	玉美	190	159	308	49	50	-1
	若江			686	110	76	34
楠根	楠根	302	252	562	107	68	39
	楠根東			760	145	90	55
長栄	長堂	127	106	298	38	38	-0
	高井田東			541	68	38	30
新喜多	西堤	193	161	576	95	76	19
	藤戸			401	66	38	28
俊徳	荒川	34	28	398	28	39	-11
意岐部	意岐部	80	66	416	66	47	19
高井田	森河内	183	153	593	118	53	65
	高井田西			173	35	38	-3
小阪	小阪	255	213	330	61	38	23
	八戸の里			388	72	50	22
	八戸の里東			432	80	50	30
金岡	長瀬北	58	48	245	28	39	-11
	長瀬東			173	20	38	-18
太平寺	三ノ瀬	132	110	99	32	39	-7
	太平寺			247	79	38	41
上小阪	菱屋西	159	133	257	38	40	-2
	上小阪			532	78	76	2
	永和			121	18	38	-20
長瀬	長瀬南	99	83	250	33	76	-43
	大蓮			258	34	38	-4
	大蓮東			127	17	38	-21
弥刀	弥刀	151	126	291	54	45	9
	弥刀東			383	73	66	7
柏田	長瀬西	139	116	262	65	38	27
	柏田			208	51	38	13
合計		4,562	3,810		3,810	2,987	823

④施策展開の方向性

1. 対象・・・小学校6年生までに拡大(H24.8 児童福祉法改正)
2. 面積・・・児童一人につき、おおむね1. 65平方メートル以上
(H26.4.30 厚生労働省令基準)

⇒1・2を充足するため

- ・小学校敷地内で提供体制の整備を図る。
- ・ニーズ調査結果・青少年スポーツ室で独自に行ったアンケート調査結果を踏まえ、余裕教室の有効活用を推進しながら年次的に施設整備を行う。
- ・施設整備・体制が完了したクラブから受け入れを行っていく。
- ・将来的には待機児童や高学年の利用ニーズを鑑み、民間施設との連携の必要性を図る。

資料2-2

第10回子ども・子育て会議・利用料検討部会

教育・保育提供区域 の設定について

平成26年7月23日

東大阪市

子ども・子育て新制度推進委員会事務局



教育・保育提供区域の設定について

■ 教育・保育提供区域とは

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を勘案して、小学校区・中学校区・行政区単位等地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。

◎区域について

原則：教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて
共通の区域設定

→教育・保育と地域子ども・子育て支援事業とで実態が異なる場合は
区分または事業ごとに設定することが可能

⇒本市においても、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業
の提供区域を設定する必要がある。



教育・保育提供区域の設定(案)

(1)教育・保育提供施設

- ①リージョンごとの7地域
- ②中学校区の26地域

【対応方針】

利用実績把握等については②の中学校区とし、整備にあたっては①の7リージョンを基準としてはどうか

(2)地域子育て支援事業

- ①市全体で一つの区域とする
- ②市全体で一つの区域とする。

ただし、留守家庭児童育成クラブは小学校区、地域子育て支援拠点事業については7リージョンで提供

【対応方針】

②案の、留守家庭児童育成クラブは小学校区、地域子育て支援拠点事業はリージョン区単位としてそれ以外を市全体で一つの区域としてはどうか

支給認定について

平成26年7月23日

東大阪市

子ども・子育て新制度推進委員会事務局

■ 支給認定について(基本事項)

新制度では、幼稚園や保育所を利用される場合、保育の必要性や必要量に応じて、認定を受ける必要があります。全部で3つの認定区分が設定されます。

利用可能な施設

1号認定：教育標準時間認定

満3歳以上で、教育を希望される場合

幼稚園・認定こども園

2号認定：満3歳以上保育認定

満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し
保育所等での保育を希望される場合

保育所・認定こども園

3号認定：満3歳未満保育認定

満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し
保育所等での保育を希望される場合

保育所・認定こども園・小規模保育

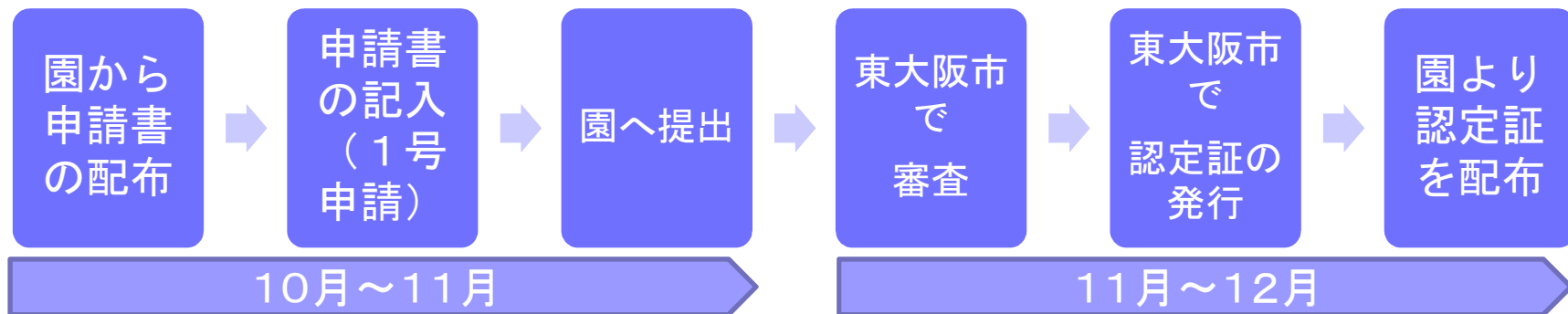
※2号3号については、さらに保育の必要量に応じて
保育標準時間（11時間利用）と保育短時間（8時間利用）に区分されます。

■ 支給認定の手続きについて(案)(新規入園)

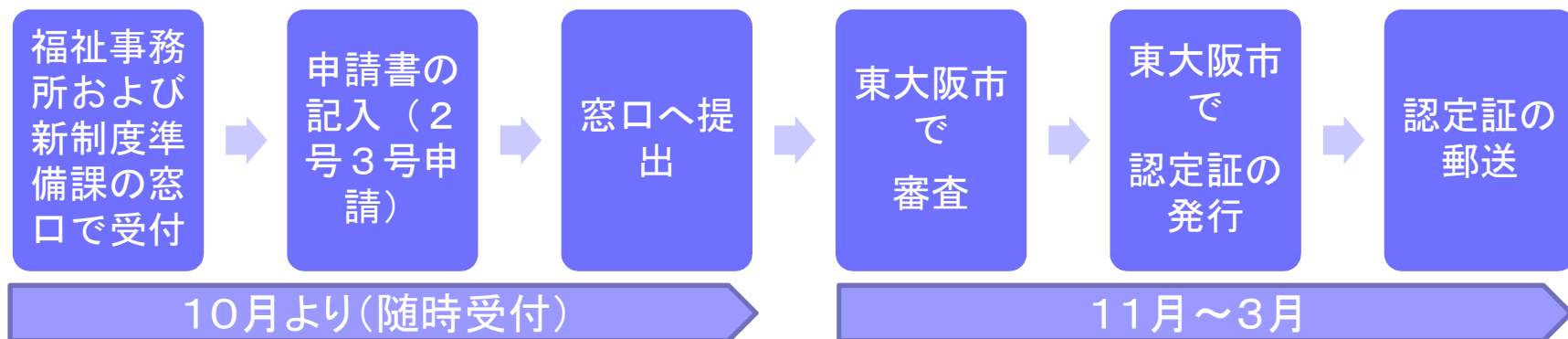
■ 幼稚園（1号認定手続き）

※幼稚園を通じて手続きをしていただきます。

※新制度に移行しない幼稚園については手続きの必要はありません。



■ 保育所（2号3号手続き）



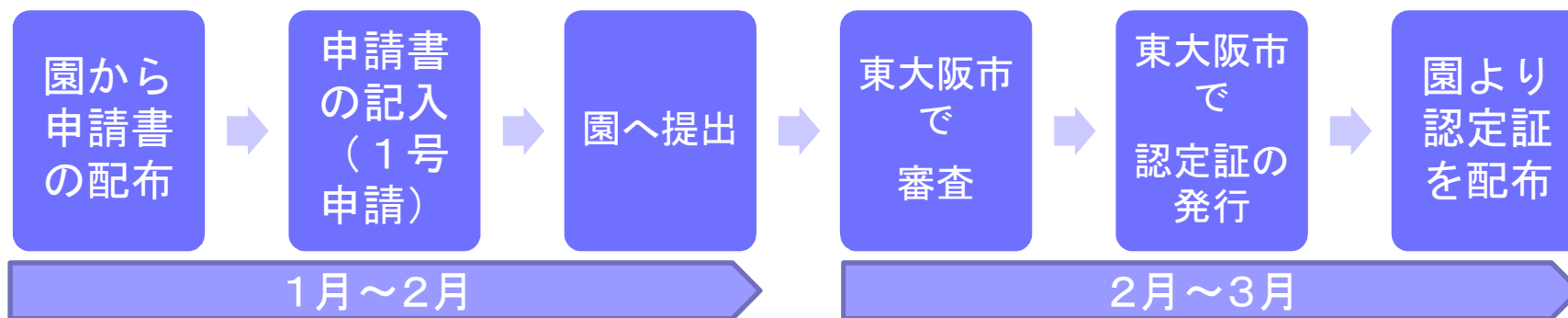
※支給認定の手続きと同時に保育所の申請も可能です。

※支給認定証は保育所の入所選考結果と一緒に発送する予定です。

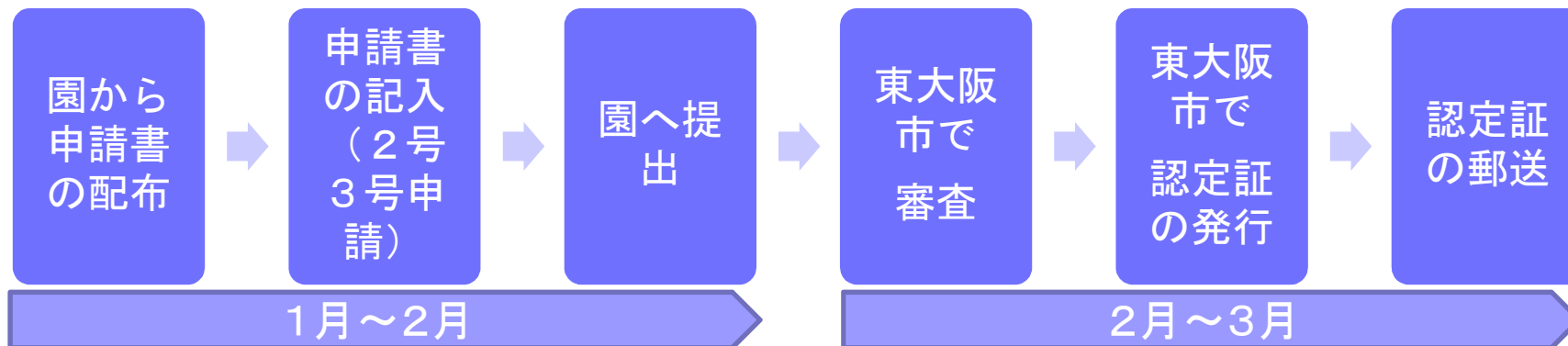
■ 支給認定の手続きについて(案)(在園児)

■ 幼稚園（1号認定手続き）

※新制度に移行しない幼稚園については手続きの必要はありません。



■ 保育所（2号3号手続き）



※支給認定証は入所継続承諾通知書と一緒に発送する予定です。



■ 支給認定証について

- 様式については現在検討中です。

記載内容については、子ども・子育て支援法施行規則で規定される予定です。
現在、未定稿ですが、案として示されているのは下記の項目になります。

- 1 支給認定保護者の氏名、居住地及び生年月日
- 2 当該支給認定に係る小学校就学前子どもの氏名及び生年月日
- 3 交付の年月日及び支給認定証番号
- 4 該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 5 支給認定に係る第1条各号に掲げる事由及び保育必要量(2号3号認定のみ)
- 6 支給認定の有効期間



■ ご留意いただきたい事項について

- 1 民間幼稚園については、新制度に移行しない場合は、支給認定の手続きは必要ありません(入園手続きも現行通りとなります)。公立幼稚園については、すべて新制度に移行となります。
- 2 保育園をご利用の方は、すべて支給認定手続きをしていただく必要があります(子ども・子育て支援法第20条第1項)。
- 3 支給認定の申請は、原則、就学前子どもの保護者の居住地の市町村へ行います(子ども・子育て支援法第20条第2項)。

施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書（案）

平成 年 月 日

保護者氏名

印

市町村長 殿
（管理者 殿）

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

申請に係る小学校就学前子ども	氏 名	生年月日	性別	障害者手帳の有無
	(ふりがな)	平成 年 月 日生	男・女	有・無
保護者住所・連絡先	(住所) (連絡先)			
認定者番号	※既に支給認定を受けている場合に記入して下さい。			
保育の希望の有無（※）	有 : 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む）			
	無 : 幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く）			

（※）

- ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。（以下同じ）
- ・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。
- ・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入して下さい。

①世帯の状況

区分	氏 名	児童との続柄	生年月日	性別	職 業 又は 学校名等	前年度分 (当年度分) 市町村民税 課税の有無	備考
児童の世帯員	(ふりがな)		年 月 日生	男・女		有・無	
	(ふりがな)		年 月 日生	男・女		有・無	
	(ふりがな)		年 月 日生	男・女		有・無	
	(ふりがな)		年 月 日生	男・女		有・無	
	(ふりがな)		年 月 日生	男・女		有・無	
生活保護の適用の有無		適用無し ・ 適用有り（平成 年 月 日保護開始）					

②利用を希望する期間、希望する施設（事業者）名

利用を希望する期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
利用を希望する施設（事業者）名	施設（事業者）名・希望理由	
	第1希望 (希望理由)	事業所番号*
	第2希望 (希望理由)	
	第3希望 (希望理由)	

- 「記入上の注意」をよく読んでから記入して下さい。＊印の欄は市町村記載欄ですので、記入する必要はありません。
- 字は楷書ではっきりと書いて下さい。

（表面）

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入して下さい。

④税情報等の提供に当たっての署名欄

印

平成 年 月 日

平成 年 月 日

(裏面)

意向調査の結果について

平成26年7月23日

東大阪市

子ども・子育て新制度推進委員会事務局

新制度への意向に関する調査結果 (幼稚園)

平成27年度(新制度1年目)から幼保連携型認定こども園	5園
平成28年度(新制度2年目)から幼保連携型認定こども園	4園
平成29年度(新制度3年目)以降に幼稚園型認定こども園	1園
平成27年度(新制度1年目)から幼稚園型認定こども園	1園
平成28年度(新制度2年目)から幼稚園型認定こども園	1園
私学助成による幼稚園	7園
方向性自体を検討中	3園
合計	22園

新制度への意向に関する調査結果 (保育所)

平成27年度(新制度1年目)から幼保連携型認定こども園	7園
平成28年度(新制度2年目)から幼保連携型認定こども園	5園
平成29年度(新制度3年目)以降に幼保連携型認定こども園	5園
保育所を継続	22園
方向性自体を検討中	15園
合計	54園

東大阪市 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者選考部会の内容について（案）

1. 設置の趣旨

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規程に基づき設置された東大阪市子ども・子育て会議の部会として、幼保連携型認定こども園並びに地域型保育事業の実施主体選定部会を設置するもの。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者選考部会においては、主に幼保連携型認定こども園並びに地域型保育事業の実施主体の選考・決定を行い、選考結果について子ども・子育て会議へ報告するもの。

2. 検討事項

部会の検討事項は以下のとおりとする。

- （1）幼保連携型認定こども園並びに地域型保育事業実施主体の選考・決定
- （2）その他必要な事項

なお、具体的な検討に当たっては、必要に応じて、関係者の出席を得て行うこととする。

3. 部会委員

- （1）学識経験者
- （2）公認会計士その他法人の経理に関し精通している者
- （3）本市の職員

4. 庶務

部会の庶務は、子どもすこやか部において処理する。

4. その他

前各項及び東大阪市子ども・子育て会議運営規則（平成25年8月2日東大阪市子ども・子育て会議決定）に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

子ども・子育て会議
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業選考部会委員案
(50音順、敬称略)

資料5
第10回子ども・子育て会議・
利用料検討部会

		氏名	
1	神戸女子大学教授	大西 雅裕	臨時委員
2	奈良佐保短期大学准教授	潮谷 光人	臨時委員
3	公認会計士	中丸 一恵	臨時委員
4	公認会計士	船越 啓仁	臨時委員
5	福祉部法人指導課長	三崎 和茂	臨時委員
6	東大阪大学副学長	◎吉岡 眞知子	子ども・子育て会議委員
7	四天王寺大学講師	吉田 祐一郎	臨時委員

◎: 部会長

東大阪市子ども・子育て支援事業計画

～骨子案～

平成 26 年●月

東大阪市

【 目 次 】

第1章 計画の基本的な趣旨.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	2
2. 計画期間.....	3
3. 計画の法的根拠.....	3
4. 計画対象.....	3
5. 計画の位置づけ.....	4
6. 計画策定の体制.....	5
(1) 東大阪市子ども・子育て会議.....	5
(2) 庁内組織	5
(3) 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査.....	5
(4) 在宅子育て家庭の座談会.....	6
(5) 7リージョンセンターにおける計画説明会.....	6
(6) パブリックコメントの実施.....	6
第2章 計画の基本的な考え方.....	7
1. 基本理念.....	8
2. 計画策定における基本的な視点.....	8
3. 子どもの育ちと子育てに関する理念.....	9
第3章 施策展開に向けて.....	13
1. 東大阪市次世代育成支援行動計画の施策展開との関係性.....	14
2. 子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について.....	16
(1) 社会環境の変化（高度成長期からバブル崩壊、低成長時代を迎えて・・・）	16
(2) 幼稚園・保育所（園）の現状.....	24
(3) 在宅での子育て支援について.....	27
(4) 一時預かりについて.....	31
(5) 要保護・発達に支援が必要な児童について.....	32
(6) 幼・保・小・中の連携や公私の連携について.....	34
(7) 留守家庭児童育成クラブについて.....	35
(8) 子育て支援の情報提供について.....	36
(9) 親の子育て力の支援について.....	37
3. 本計画の施策展開の基本的な考え方.....	38
(1) すべての子どものために.....	38
(2) 公の果たす役割を実行していくための公立施設の将来像について.....	39
(3) 戦略的に取り組むために.....	40

第4章 事業計画の具体的な取り組み	
1. 教育・保育提供区域の設定	
(1) 考え方	
(2) 教育・保育提供区域の設定について	
2. 必要見込み量の算定方法について	
(1) 全国共通で「必要見込み量」を算出する項目の概要	
(2) 需要量の算出方法の概要	
(3) 必要見込み量の概要	
3. 就学前児童の学校教育・保育について	
(1) 就学前児童の学校教育・保育の需要量と現状の供給量等	
【未定】(2) 実施しようとする就学前児童の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	
4. 地域子ども・子育て支援事業について	
(1) 市全体の地域子ども・子育て支援事業の需要量と現状の供給量等	
(2) 地区別の地域子ども・子育て支援事業の需要量と現状の供給量等	
【未定】(3) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	
【未定】5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	
【未定】(1) 認定こども園の普及に関する基本的な考え方	
【未定】(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援について	
【未定】(3) 認定こども園、幼稚園、保育所（園）と地域子ども・子育て支援事業の役割分担	
【未定】(4) 認定こども園、幼稚園、保育所と小学校等の連携	
【未定】6. その他に重点を置く施策について（国の任意事項関連を含む）	
【未定】(1) 産休後・育休後の保育利用のための方策	
【未定】(2) 地域子育てネットワークの拡充	
【未定】(3) 在宅で子育てされる方への支援	
【未定】(4) 児童虐待防止対策の充実	
【未定】(5) 労働者の職業生活と家庭生活の両立	
【未定】◎ 障害児施策等の充実	
【未定】◎ その他	
【未定】第5章 計画の推進に向けて	
資料	
● データ等からみる本市の現状	

第1章 計画の基本的な趣旨

1. 計画策定の背景と趣旨

本市においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て・子育て支援策を具体的に推進する行動計画として、平成 17 年度から平成 26 年度までの「東大阪市次世代育成支援行動計画」を策定し、家庭・地域・企業そして行政が協働して、子育て・子育て環境づくりを推進してきました。そして市として「子どもの権利を守る社会づくり」「地域における子育て支援の充実」「子どものすこやかな成長及び発達支援」「子育てを支援する生活環境の整備」を施策の基本方向として、子育てに関する支援施策を具体的に推進してきました。

「東大阪市次世代育成支援行動計画」に関する施策を推し進めた結果、この 10 年の間に地域の子育てに関する支援に広がりが出てきました。例えば、保育所（園）の開設や子育て支援センターの設置によって地域の子育て支援のネットワークを拡充してきました。児童虐待の防止に関しても東大阪市要保護児童対策地域協議会の設置や東大阪市子どもを虐待から守る条例の制定などを行ってきました。子どものすこやかな成長と発達の支援に関しては子どもの発達支援ネットワークの協議会の立ち上げや発達障害に関する相談の強化、特別支援教育の推進などを図ってきました。

国においては少子化社会対策基本法等に基づき、総合的な子ども・子育て支援施策が講じられてきましたが、平成 24 年 8 月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」の制定のほか、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、そして児童福祉法の改正を含めた「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」^①が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。子ども・子育て支援法においては、新たに市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることが規定されています。

本市では「東大阪市次世代育成支援行動計画」によってサービスに広がりが見られるようになったものの、歯止めがきかない少子化の継続や依然として残る待機児童の問題、増加する児童虐待、地域で孤立する家庭の問題など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境に変化が見られます。

国の動向や、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化、また新たな市民のニーズに十分にこえていくために、教育・保育を提供する体制や地域子ども・子育て支援事業に関することと、幼児期の学校教育・保育の一体的提供の考え方などを本計画において策定します。

^① 3つの法をあわせて「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

2. 計画期間

本計画の計画期間は平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間です。平成 29 年度には、事業計画の中間見直しを実施します。

3. 計画の法的根拠

本計画は子ども・子育て支援法に基づく法定計画です。

市町村は、子ども・子育て支援法の第 61 条第 1 項において市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとされています。子ども・子育て支援法では、市町村は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行わねばならないこととされています。

4. 計画対象

東大阪市に在住する妊婦・12 歳未満の子ども及び子どもを養育しているかたのすべてを対象とします。

5. 計画の位置づけ

東大阪市第2次総合計画を最上位の計画とし、東大阪市次世代育成支援行動計画を本計画の理念部分を扱う上位計画と位置づけます。

東大阪市第4期地域福祉計画、東大阪市教育振興基本計画、東大阪市人権教育基本方針・推進プラン、第3次男女共同参画推進計画、第3期東大阪市障害者計画、第2次東大阪市健康増進計画（2次）、第2次東大阪市食育推進計画などの関連計画との整合性に留意して策定します。

東大阪市第2次総合計画

将来都市像である「夢と活力あふれる元気都市・東大阪」の実現

～「施策大綱」の1つに「健康と市民福祉のまちづくり」を設定し、「健やかに子どもを育む福祉の充実」を目指しています。～

次世代育成支援行動計画

東大阪市子ども・子育て支援事業計画

- ①民間活力で待機児童解消へ
- ②公立の幼保連携型認定こども園
- ③地域子育て支援センターの拡充
- ④アウトリーチ型支援の強化

連携

東大阪市の各種計画

東大阪市第4期地域福祉計画

東大阪市教育振興基本計画

東大阪市人権教育基本方針・推進プラン

第3次男女共同参画推進計画

第3期東大阪市障害者計画

第2次東大阪市健康増進計画

第2次東大阪市食育推進計画

その他関連計画

法定計画

子ども・子育て関連3法

趣旨

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
→認定こども園、幼稚園、保育所、また小規模保育など地域型保育の整備で待機児童の解消
- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
→質の高い幼児期の学校教育・保育を認定こども園制度の改善で総合的に提供
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
→子育ての相談や一時預かりなど地域の子ども・子育て支援の充実

子どもを産み育てやすく

◆経緯

- 平成24年6月26日衆議院可決、8月10日参議院可決
- 平成25年4月1日から国の子ども・子育て会議がスタート
- 平成27年4月から新制度の本格実施

6. 計画策定の体制

(1) 東大阪市子ども・子育て会議

東大阪市子ども・子育て会議条例に基づいて東大阪市子ども・子育て会議を設置しています。学識経験者、関係機関代表、公募市民等、幅広い分野の委員が参画しています。

調査等から導かれた子ども・子育て家庭のニーズを踏まえながら、本計画の検討を行います。

また、東大阪市子ども・子育て会議条例の第7条の規定の中で、「会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる」とされていることから、部会を設置しています。

① 東大阪市子ども・子育て会議利用料等に関する検討部会

国の公定価格をもとに、保育所（園）や幼稚園、幼保連携型認定こども園や地域型保育事業の利用料を検討します。

② 東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会

幼稚園・保育所（園）の連携を意識した就学前の子どもについての基本的な考え方や保育所（園）、幼稚園に対する市としての基本的な考え方について検討します。

(2) 庁内組織

① 東大阪市子ども・子育て支援新制度推進委員会

本計画を策定するにあたり、子ども・子育て施策に関係する庁内関係機関の相互の連携を図るために、東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会を設置しています。

② 東大阪市子ども・子育て支援新制度ワーキングチーム会議

子ども・子育て施策に関係する、庁内関係機関の担当者の相互連携を図るために、東大阪市子ども・子育て新制度ワーキングチーム会議を設置しています。

(3) 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

子ども・子育てに関する市民の実態とニーズを把握するために、就学前児童、小学生、妊婦のいる世帯を対象にアンケート調査を実施しました。このアンケート調査によって国が求めている子ども・子育て支援新制度に関する基礎資料を作成します。またアンケート結果は本計画に反映させることとします。

これ以降、本文中の表記として「アンケート調査」を用いています。

① 調査対象者

平成 25 年 9 月 5 日現在、東大阪市在住の就学前児童（0～5 歳）から 6,048 人を、小学生（6～11 歳）から 3,213 人を無作為に抽出し、対象児童の保護者に送付しました。また、妊婦については平成 25 年度に母子手帳を取得した方かつ出産予定日が平成 25 年 10 月 1 日以降である妊婦から無作為で 815 人を抽出し、送付しました。

② 調査の方法・時期

平成 25 年 10 月 1 日に郵送による調査票発送を行い、平成 25 年 10 月 16 日までを期限に郵送によって回収しました。集計としては 11 月 5 日までに市役所へ返信された調査票を集計対象としています。

表 調査の概要

	就学前児童	小学生	妊婦
調査地域	東大阪市全域		
調査方法	調査は、郵送配布、郵送回収で行い、お礼状兼督促状を 1 回送付した。またポスター等による調査に関する啓発活動を実施した。		
調査期間	平成 25 年 10 月 1 日～10 月 16 日 (但し、平成 25 年 11 月 5 日までに市役所へ届いた調査票は集計の対象とした。)		
抽出方法	住民基本台帳に基づき対象者を無作為抽出。妊婦は母子手帳の交付を受けたものの中から無作為抽出。		
調査対象	平成 25 年 9 月 5 日現在、 東大阪市在住の就学前 児童（0～5 歳）	平成 25 年 9 月 5 日現在、 東大阪市在住の小学生 （6～11 歳）	平成 25 年度に母子手帳 を取得した方かつ出産 予定日が平成 25 年 10 月 1 日以降である妊婦
調査対象数	6,048 件	3,213 件	815 件
有効回収数	3,148 件	1,561 件	449 件
無効回収数	8 件	5 件	0 件
有効回収率	52.1%	48.6%	55.1%

（４）在宅子育て家庭の座談会

子育て不安等の解消を目指して、在宅で低年齢児の子育てをされている方に参加を募り、各リージョンセンターにて座談会を開催しました。

（５）７リージョンセンターにおける計画説明会

リージョン別の説明会を開催して、事務局から計画素案を説明し、各施策に対する市民の方への周知を図ります。

（６）パブリックコメントの実施

市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、反映させるためにパブリックコメントを実施する予定です。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

【 基本理念の継承 】

『すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪』

子育ての喜びが実感できる社会、すべての子どもがすこやかに成長し、生きる力や夢を育むことのできる社会の実現のためには、社会全体に子育ての意義が理解され、家庭・地域・企業そして行政が協働し、子育て・環境づくりを推進していくことが重要です。

本市では、「東大阪市次世代育成支援後期行動計画」に掲げてきた理念を引き継ぎながら、本計画によって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している人に必要な支援を行い、それによって、子育てにやさしいまちとしての発展と、一人一人の子どもがすこやかに成長することができる社会の実現を目指します。

2. 計画策定における基本的な視点

本計画で定める子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、社会環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。

本市では次のような視点のもとで発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を目指します。

（１）「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します

子ども・子育て支援については「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが必要です。その際に子どもたちの一人一人の権利を保障します。

（２）一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します

障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障することを目指します。必要な場合には子どもに対する適切な措置を講じることにより、一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します。

また、人間形成の基礎が養われる大事な時期である幼児期には、教育の役割は極めて重要となることから、家庭や地域と連携し、幼児教育の可能性を最大限活かす取り組みを推進することが必要です。

(3) 子育てについて家庭、地域、企業、行政などの社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会を目指します

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どものすこやかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながるだけではなく、将来の東大阪市の担い手を育成する重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであるという認識が必要です。また、家庭、学校、地域、職場などの社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要となります。

(4) 子どもを生み育てたいと思うすべての人が、安心と喜びと誇りを持って子育てができるような社会を目指します

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てに取り組む人々があります。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に、こうした成長していく過程を支援していくことが必要とされています。このような状況の中で、安心と喜びと誇りを持って子育てができるように子どもと子育て家庭に寄り添った支援が必要となります。

3. 子どもの育ちと子育てに関する理念

(1) 子どもの育ちとは

人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境に対して自分から能動的に働きかけようとする力をもっています。発達とは、自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を発揮して周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力等を獲得していく過程といえます。

このため、乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成が必要です。

また、幼児期のうち、おおむね満3歳以上の時期は、その後の生活や学びの基礎となる重要な時期であるといえます。このため、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

さらに学校就学後の学童期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。このため、学校教育とともに、遊戯やレクレーション活動施設の提供や地域団体との連携を通じて、心身の健全な発達が育まれる機会を提供することが必要です。

(2) 子育てとは

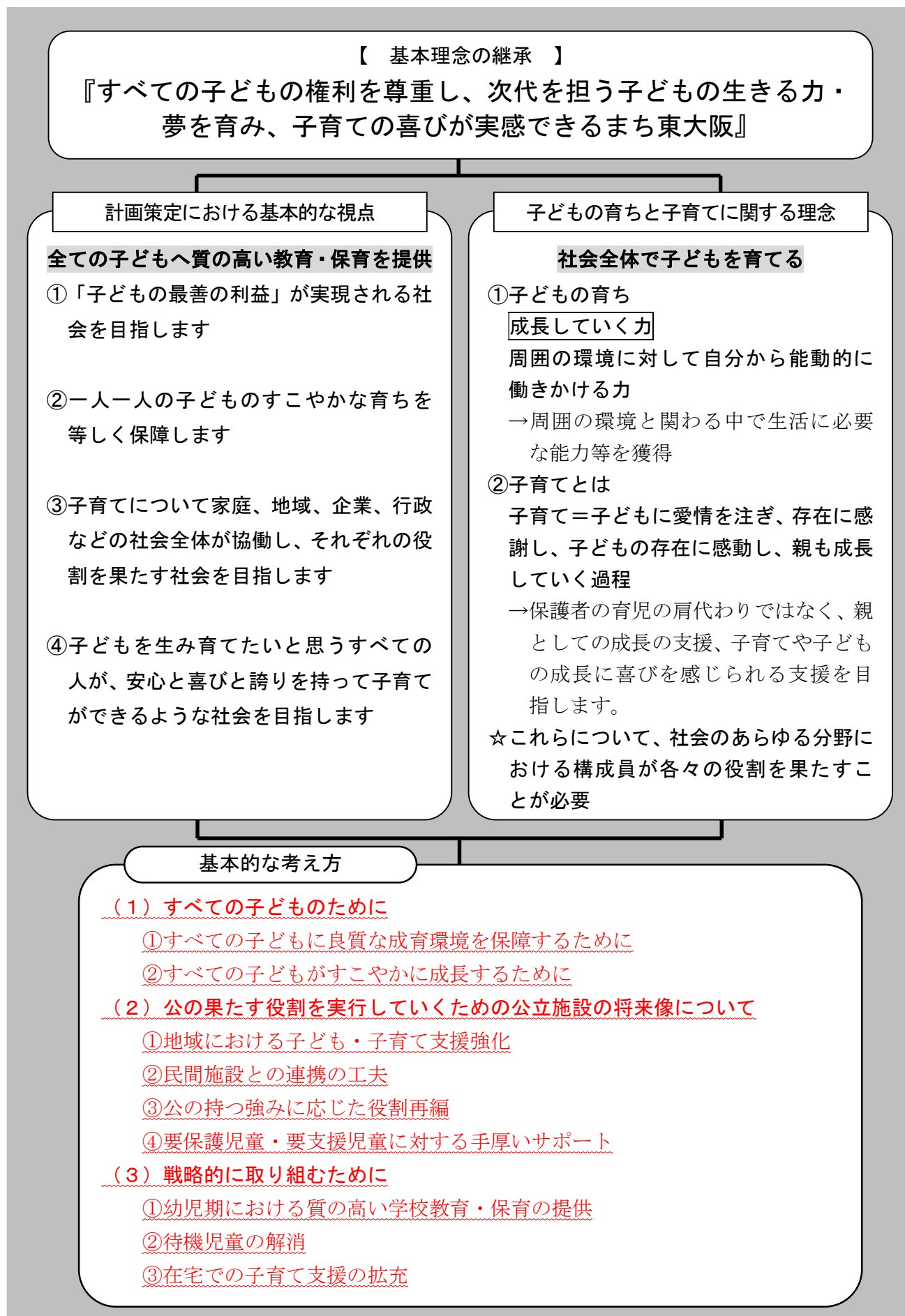
「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育てをめぐる環境の変化を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要があります。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みといえます。

したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことであると考えます。

また、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができるよう環境を整えることも重要であると考えます。

図 計画の基本的な考え方



第3章 施策展開に向けて

1. 東大阪市次世代育成支援行動計画の施策展開との関係性

本市では東大阪市次世代育成支援行動計画において施策の柱の1つとして少子化への対応を進めてきました。

本計画ではこのような東大阪市次世代育成支援行動計画の施策体系を生かしながら、今日的な課題や教育・保育の提供等を含めた方策を定めています。

図 計画の関係性

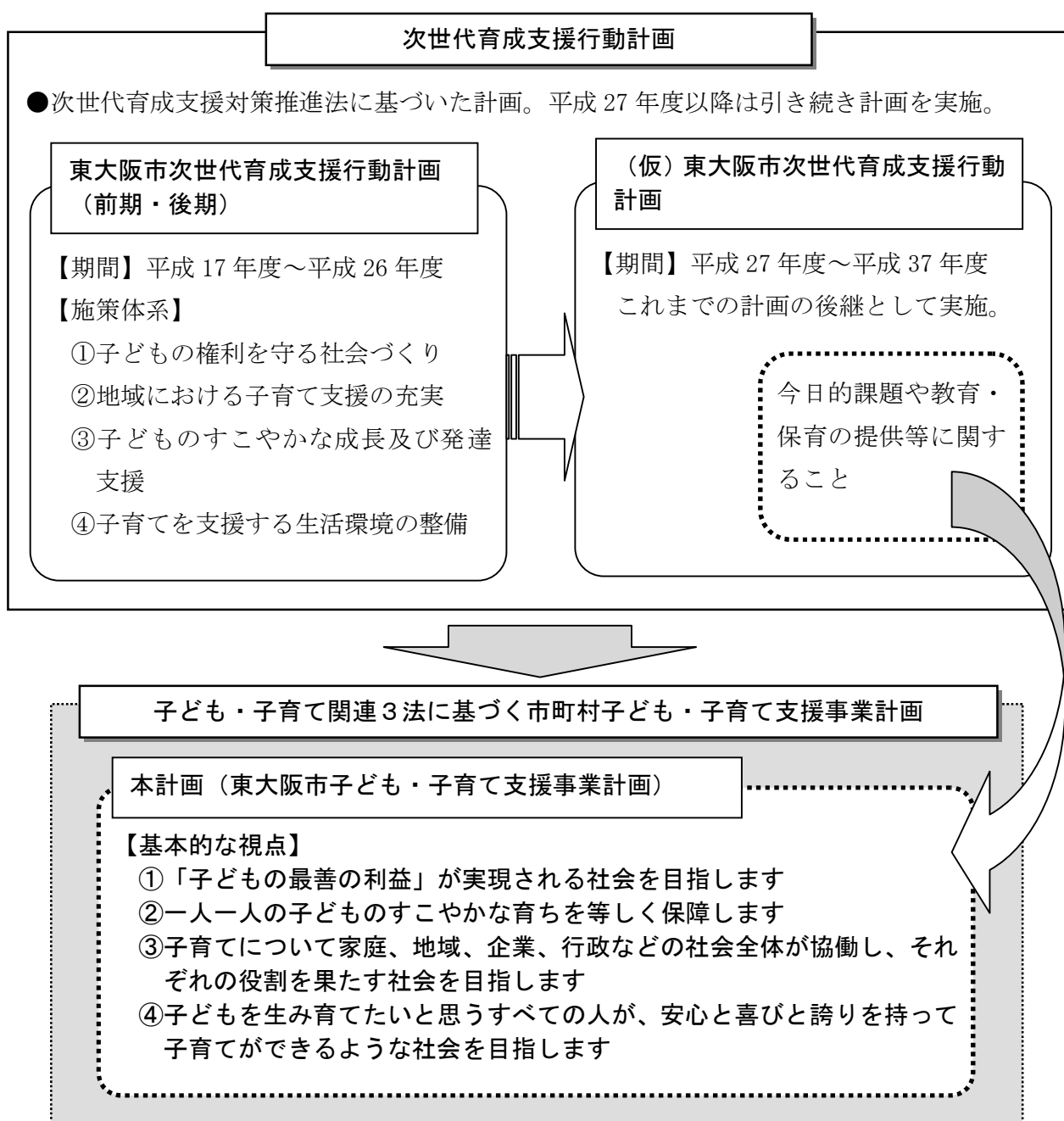


図 次世代育成支援行動計画の施策と本計画の関係性



2. 子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について

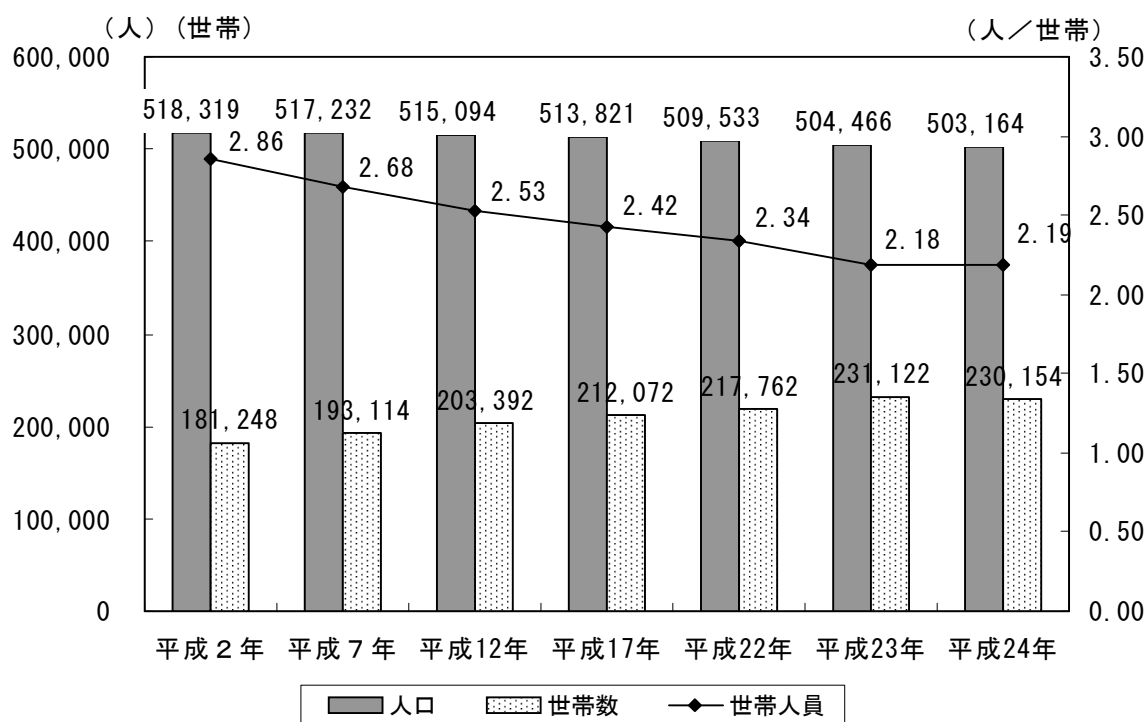
(1) 社会環境の変化（高度成長期からバブル崩壊、低成長時代を迎えて・・・）

① 人口減少・少子高齢化・核家族化

● 人口及び世帯人員数は減少傾向、世帯数は増加傾向

平成24年の住民基本台帳によると、東大阪市の人口は503,164人、世帯数は230,154世帯、1世帯当たりの人員数は2.19人となっており、平成2年と比べると人口及び世帯人員数は減少傾向、世帯数は増加傾向にあります。

図 人口及び世帯等の推移

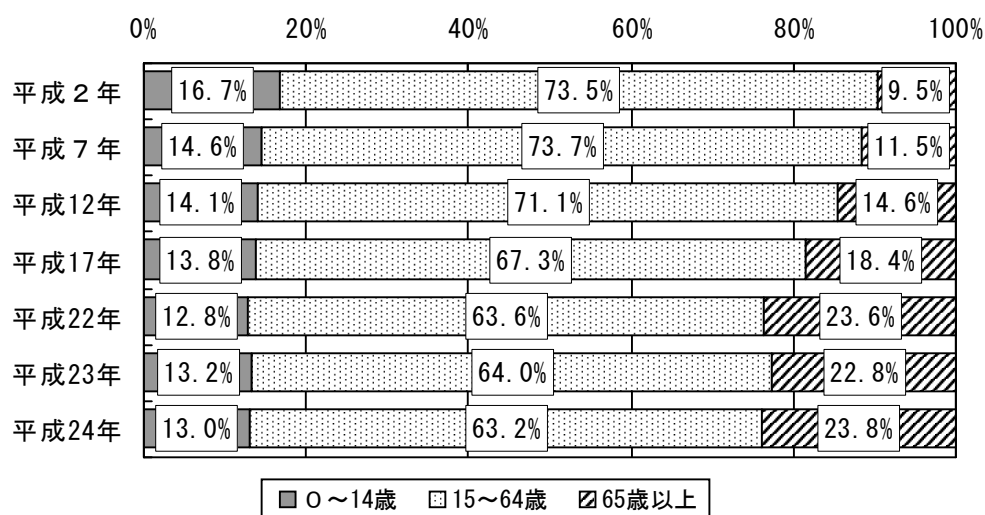


資料：国勢調査（平成2～平成22年（5年ごと））、住民基本台帳（平成23、24年は10月1日現在）

● 「0～14 歳」と「15～64 歳」の割合が減少し、「65 歳以上」の割合は増加傾向

年齢区分別の人口割合をみると、「0～14 歳」の割合と「15～64 歳」の割合は平成 2 年（16.7%、73.5%）から減少し、平成 24 年にはそれぞれ 13.0%と 63.2%となっています。一方、「65 歳以上」の割合は平成 2 年の 9.5%から増加し、平成 24 年には 23.8%となっています。

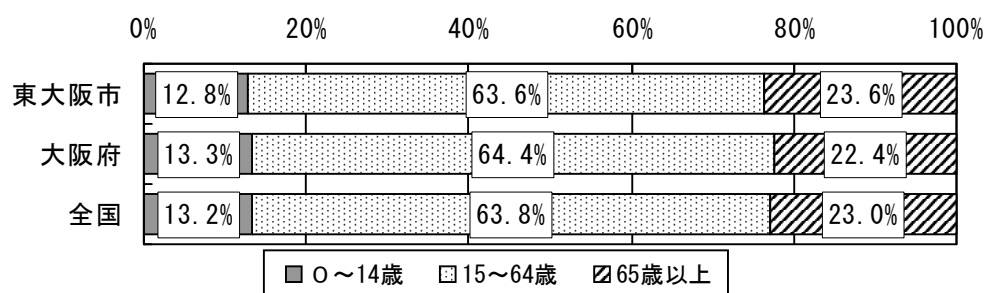
図 年齢区分別の人口割合の推移



資料：国勢調査（平成 2～平成 22 年（5 年ごと））、住民基本台帳（平成 23、24 年は 10 月 1 日現在）

大阪府や国と比べて本市では「65 歳以上」の割合が高く、「0～14 歳」の割合と「15～64 歳」の割合は低くなっています。

図 年齢 3 区分別人口割合の本市・府・国の比較（平成22年）



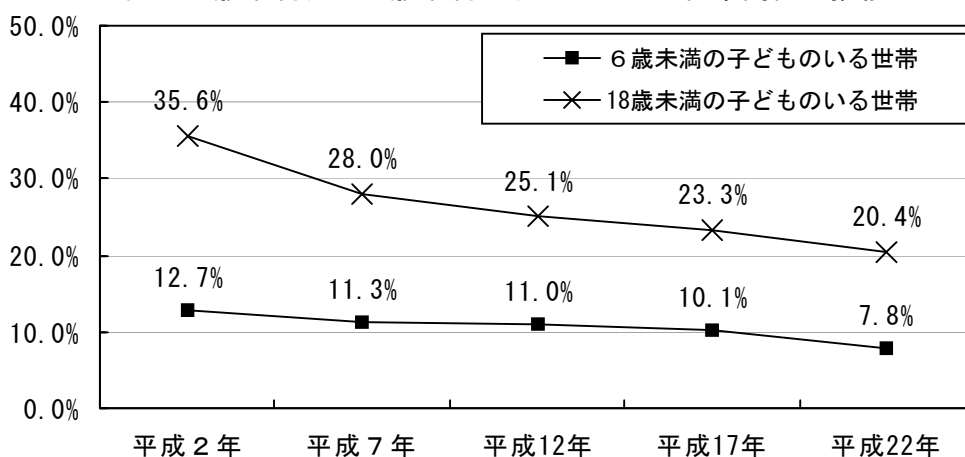
資料：国勢調査

● 子どものいる世帯は減少傾向

子どものいる世帯の状況について6歳未満の場合と18歳未満の場合とで子どものいる世帯の一般世帯に対する割合をみると、本市では平成2年(12.7%、35.6%)から平成22年(7.8%、20.4%)にかけて減少傾向にあります。

平成22年現在で子どものいる世帯を大阪府、国と比較すると、6歳未満の子どもがいる世帯の一般世帯に対する割合は大阪府が8.8%、国が9.4%、18歳未満の子どもがいる世帯の割合は、大阪府が21.6%、国が23.1%となっており、いずれの場合も本市は大阪府、国より子どものいる世帯の割合が少なくなっています。

図 6歳未満及び18歳未満の子どもがいる世帯割合の推移



資料：国勢調査

表 6歳未満及び18歳未満の子どもがいる世帯割合の市・府・国の比較

(単位：世帯、%)

区分	東大阪市		大阪府		全国	
	平成17年	平成22年	平成17年	平成22年	平成17年	平成22年
一般世帯総数	209,631	217,564	3,590,593	3,823,279	49,062,530	51,842,307
6歳未満の子ども のいる世帯	21,151	17,073	365,950	336,831	5,171,707	4,877,321
一般世帯に対する 割合	10.1%	7.8%	10.2%	8.8%	10.5%	9.4%
18歳未満の子ども のいる世帯	48,912	44,410	847,507	826,999	12,403,146	11,989,891
一般世帯に対する 割合	23.3%	20.4%	23.6%	21.6%	25.3%	23.1%

資料：国勢調査

● ひとり親家庭は増加傾向

ひとり親家庭の推移をみると、母子家庭は平成 17 年の 4,188 世帯から平成 22 年には 4,926 世帯となっています。父子家庭は平成 17 年の 450 世帯から平成 22 年には 483 世帯となっています。

表 ひとり親家庭の推移

(単位：世帯)

	平成 17 年	平成 22 年
母子家庭	4,188	4,926
父子家庭	450	483

資料：国勢調査

● 婚姻件数の減少

婚姻件数及び離婚件数の推移をみると、婚姻件数は平成 20 年の 2,748 件から年々減少し平成 23 年には 2,550 件となっています。離婚件数は平成 20 年の 1,134 件から平成 21 年の 1,174 件までは増加していましたが、平成 22 年には減少に転じて 1,172 件となっています。

表 婚姻件数及び離婚件数の推移

(単位：件)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
婚姻件数	2,748	2,719	2,629	2,550	2,638
離婚件数	1,134	1,174	1,172	1,118	1,077

* 平成 20～平成 24 年（暦年）

資料：保健衛生年報

● 出生数の減少

出生数の推移をみると、出生数は平成 20 年の 4,010 件から年々減少し平成 23 年には 3,814 件となっています。

表 出生数の推移

(単位：人)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
出生数	4,010	3,985	3,853	3,814	3,748

* 平成 20～平成 24 年（暦年）

資料：保健衛生年報

● 合計特殊出生率の増加

女性の15歳から49歳までの年齢別出生率を合計した合計特殊出生率から出生の推移をみると、本市では全国、大阪府よりも割合は低いものの、類似した微増の傾向で推移しています。本市では平成20年の1.21から年々ほぼ増加して平成24年には1.27となっています。微増傾向ではあるものの、かつてに比べると依然として少子化傾向が続いているといえます。

表 合計特殊出生率の推移（市・府・国比較）

（単位：％）

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
東大阪市	1.21	1.24	1.24	1.26	1.27
大阪府	1.28	1.28	1.33	1.30	1.31
全国	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41

* 平成20～平成24年（暦年）

資料：保健衛生年報

② 就労について

● 不況にともなう母親の就労等

複雑な社会経済情勢の下で不安定な雇用条件で働く人の中に子育てに関する出費に悩む市民が多く存在しています。そのような様子について、母親の就労状況別に悩みの有無をみると、子育てにかかる出費がかさむことに悩んでいる人は「パート・アルバイト等で就労している」が47.9%で最も多く、次いで無回答を除いて「就労していない」(38.4%)となっています。

このように、経済的な理由から求職活動をせざるを得ない母親がいる状況も見受けられます。

表 母親の就労状況別 子育てにかかる出費に関する悩みの有無

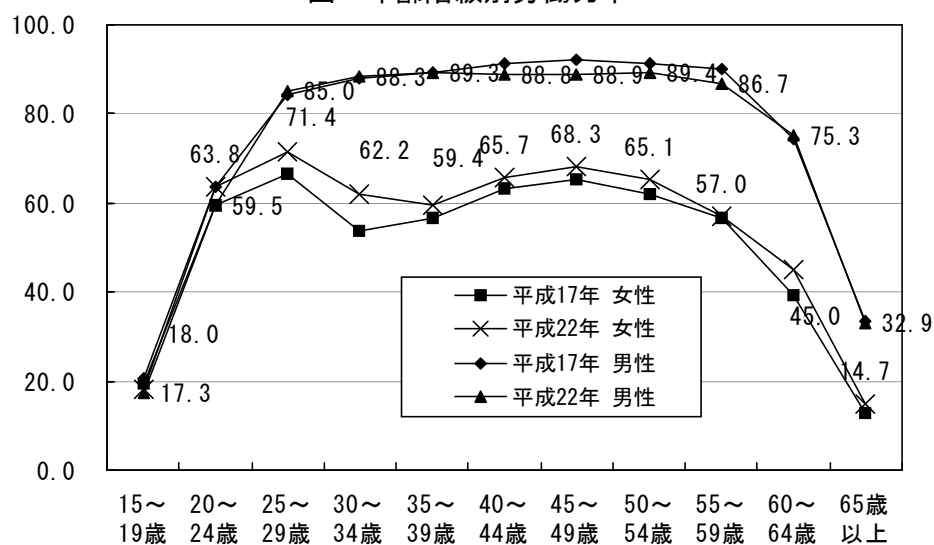
	子育てにかかる出費がかさむことに悩んでいる人	子育てにかかる出費がかさむことには悩んでいない人	無回答	合計
フルタイムで就労している（産休・育休・介護休業中含む）	207 29.9%	472 68.1%	14 2.0%	693 100.0%
パート・アルバイト等で就労している（産休・育休・介護休業中含む）	340 47.9%	359 50.6%	11 1.5%	710 100.0%
現在、求職中である	53 37.9%	83 59.3%	4 2.9%	140 100.0%
就労していない	579 38.4%	883 58.6%	44 2.9%	1,506 100.0%
無回答	38 42.7%	44 49.4%	7 7.9%	89 100.0%
合計	1,217 38.8%	1,841 58.7%	80 2.5%	3,138 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

● 女性の労働力率が上昇し、底の浅い緩やかなM字型。男性の労働力率は40～59歳で低下

平成17年と平成22年の年齢階級別労働力率（労働力人口／階級別総人口）をみると、男性では40～59歳で減少傾向となっています。不安定な景況感が続いている昨今の現状から中高年の男性に対する就労の厳しさがうかがえます。一方、女性の年齢階層別労働力率は30～39歳で一旦底になる、いわゆるM字型のカーブを描いています。このカーブをみると一番の底（女性の労働力率が最も低いのは）は平成17年では30～34歳であるのに対して平成22年では35～39歳と年齢層が上がっています。また平成17年に対して平成22年は底が浅くなっており、子育て世代と見られる女性の労働力率は上昇傾向にあることがうかがえます。

図 年齢階級別労働力率



* 数値は平成22年

資料：国勢調査

③ 地域における育児力の低下

● 現在の子育ての不安 ～不安を感じる人が5割近く～

平成20年度と平成25年度のアンケート調査の結果から現在の子育ての不安を比較してみると、就学前児童の家庭では不安を感じる人（「非常に不安を感じる」と「何となく不安を感じる」の合計）は47.0%で前回調査（平成20年度）（48.1%）を1.1ポイント下回っています。小学生の家庭では不安を感じる人は48.9%で前回調査（平成20年度）（45.4%）を3.5ポイント上回っています。

表 現在の子育ての不安（前回調査との比較）

	就学前児童		小学生	
	平成20年度 (N=1,188)	平成25年度 (N=3,148)	平成20年度 (N=1,117)	平成25年度 (N=1,561)
非常に不安を感じる	9.7%	8.4%	7.3%	11.7%
何となく不安を感じる	38.4%	38.6%	38.1%	37.2%
あまり不安など感じない	37.4%	39.3%	40.6%	34.8%
全く感じない	8.8%	7.7%	7.9%	8.3%
なんともいえない（わからない）	3.3%	4.8%	4.9%	4.3%
無回答	2.5%	1.3%	1.1%	3.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

● 子育てが地域に支えられていると感じている人が減少

平成20年度と平成25年度のアンケート調査の結果から子育てが地域に支えられているかをみると、「感じない」では54.6%で前回調査（平成20年度）（52.9%）を1.7ポイント上回っています。一方、「感じる」では42.4%で前回調査（平成20年度）（44.1%）を1.7ポイント下回っています。

表 子育てが地域に支えられているか（前回調査との比較）

	就学前児童	
	平成20年度 (N=1,188)	平成25年度 (N=3,148)
感じる	44.1%	42.4%
感じない	52.9%	54.6%
無回答	3.0%	3.0%
合計	100.0%	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

(2) 幼稚園・保育所（園）の現状

子育て家庭のニーズに関してアンケート調査の結果から平日の定期的な保育・教育事業の利用希望をみると、就学前の児童では幼稚園が56.3%、認可保育所が40.2%というように、幼稚園を希望する人が多い一方で認可保育所だけでも全体の4割のニーズがあるなど、保育所関連を希望する人も依然として多い状況にあります。

しかし、このように幼稚園、保育所（園）それぞれの希望がある状況にも関わらず、保育所（園）では待機児童が出るほど受け入れ先の拡大が課題であり、一方で幼稚園の定員充足率は平成24年現在、公立では51.4%、私立では73.3%となっています。また各々の施設では老朽化や耐震化の必要性などの課題を抱えている場合もあります。

表 調査対象の子どもの年齢（平成25年4月1日時点）別
平日の定期的な保育・教育事業の利用希望（複数回答）

	幼稚園	幼稚園の 預かり保 育	認可保育 所	小規模な 保育施設	家庭的保 育	事業所内 保育施設	自治体の 認証・認 定保育施 設	認定こど も園	認可外の 保育施設	ベビー シッター	ファミ リー・サ ポート・ センター	その他	利用希望 はない	有効回答 数
0歳児（平成25 年度生まれ）	4	1	5	1	0	2	0	2	0	0	0	0	0	10
	40.0%	10.0%	50.0%	10.0%	0.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
0歳児（平成24 年度生まれ）	301	146	302	73	11	33	34	88	23	4	19	6	15	532
	56.6%	27.4%	56.8%	13.7%	2.1%	6.2%	6.4%	16.5%	4.3%	0.8%	3.6%	1.1%	2.8%	100.0%
1歳児	267	131	251	46	10	21	20	56	9	6	18	7	24	499
	53.5%	26.3%	50.3%	9.2%	2.0%	4.2%	4.0%	11.2%	1.8%	1.2%	3.6%	1.4%	4.8%	100.0%
2歳児	300	133	202	34	12	15	11	45	8	1	23	5	23	525
	57.1%	25.3%	38.5%	6.5%	2.3%	2.9%	2.1%	8.6%	1.5%	0.2%	4.4%	1.0%	4.4%	100.0%
3歳児	305	167	196	26	11	21	14	41	4	8	23	3	36	533
	57.2%	31.3%	36.8%	4.9%	2.1%	3.9%	2.6%	7.7%	0.8%	1.5%	4.3%	0.6%	6.8%	100.0%
4歳児	304	168	150	24	8	17	11	33	2	8	20	4	27	510
	59.6%	32.9%	29.4%	4.7%	1.6%	3.3%	2.2%	6.5%	0.4%	1.6%	3.9%	0.8%	5.3%	100.0%
5歳児	281	169	152	25	8	15	13	32	5	10	23	3	44	521
	53.9%	32.4%	29.2%	4.8%	1.5%	2.9%	2.5%	6.1%	1.0%	1.9%	4.4%	0.6%	8.4%	100.0%
無回答	10	4	6	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3	18
	55.6%	22.2%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	100.0%
合計	1,772	919	1,264	229	60	124	103	299	51	37	126	28	172	3,148
	56.3%	29.2%	40.2%	7.3%	1.9%	3.9%	3.3%	9.5%	1.6%	1.2%	4.0%	0.9%	5.5%	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査（平成25年度）

表 幼稚園の定員充足率の推移

（単位：％）

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
公立	59.8%	56.8%	53.2%	51.8%	51.4%
私立	73.8%	72.8%	72.1%	72.9%	73.3%
全体	69.3%	67.6%	65.8%	65.8%	65.9%

* 平成20～平成24（各年）5月1日現在

* 定員充足率とは利用者数の定員数に対する比率

●待機児童について

本市では東大阪市次世代育成支援行動計画を通じて待機児童の解消に努めてきたことから、平成21年（246人）から平成23年（192人）にかけては待機児童数が減少傾向にありました。そして、その後は景況感の悪化など社会経済情勢の変化を受けて、就労を希望する保護者が増加したことなどにより、平成24年には待機児童数が再び増加に転じて214人となりました。また、待機児童の年齢別ではほとんどが0～2歳児という実態があります。

表 待機児童数の推移

(単位：人)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
待機児童数	156	246	220	192	214	230
未入所児童数	735	873	866	690	819	720

* 平成 20～平成 25（各年） 4 月 1 日現在

表 年齢別待機児童数の推移

(単位：人)

区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
平成 20 年	15	44	33	47	14	3	156
平成 21 年	20	112	61	22	27	4	246
平成 22 年	37	51	88	39	2	3	220
平成 23 年	22	84	31	40	11	4	192
平成 24 年	55	63	59	22	13	2	214
平成 25 年	61	91	45	26	4	3	230

* 平成 20～平成 25（各年） 4 月 1 日現在

待機児童の数え方は、国が定義する待機児童の解釈の違いにより、各市町村において育児休業中や主に自宅で求職活動をされている方の数を除いてカウントするなどバラつきがあります。

平成 25 年度の待機児童 230 名から、育児休業中・求職活動中（138 名）を除くと、92 名となりますが、市ではこれらの数も含めて算定しています。

また、保育に欠ける事由の中で就労時間について、多くの市町村においては、就労時間の下限を設け、その時間以外については保育に欠けていないという判断をしています。市では、就労時間に下限を設定せず、多くの保育ニーズに対応しているため、待機児童数が多い一因であると考えられます。

●延長保育や預かり保育について

幼稚園では預かり保育や私立幼稚園での3年保育を実施し、また保育所（園）ではほとんどの園で延長保育を実施するなどして、通常以外の保育についてニーズの多様化に対応してきました。

延長保育（夜間保育含む）実施箇所数をみると、平成20年の57箇所から年々増加し平成24年には60箇所となっています。

表 延長保育（夜間保育含む）実施箇所数及び延べ利用者数の推移

（単位：人、施設数）

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
延利用者数	60,687	55,190	61,327	62,288	60,110
実施箇所	57	57	58	60	60

* 平成 20～平成 24（各年）4月1日現在

延長保育	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴い、11 時間を超える保育を行うもの
夜間保育	保護者が仕事などで、特に夜間（概ね午後 10 時まで）、家庭で保育することができない乳幼児を保育する事業

(3) 在宅での子育て支援について

0歳から2歳児の内、在宅で子育てをしている人が75.2%（11,502人中8,648人）となっています。

表 在宅児童数の現状

(単位：人)

	就学前児童数 (A)	保育所(園) 入所数(B)	幼稚園入園数 (C)	合計 (B+C)	在宅児童数 (A-(B+C))
0歳	3,792	530	-	530	3,262
1歳	3,848	1,026	-	1,026	2,822
2歳	3,862	1,298	-	1,298	2,564
3歳	3,983	1,479	1,466	2,945	1,038
4歳	3,987	1,507	2,267	3,774	213
5歳	4,222	1,539	2,499	4,038	184
合計	24,093	7,379	6,232	13,611	10,083

* 平成24年度

このような在宅での子育てについて、地域の中で支える取り組みとしては、子育て中の親子が集える場所（つどいの広場、幼稚園・保育所(園)の園庭開放等）の充実や地域子育て支援センターの開設、こんにちは赤ちゃん事業の実施、子育て相談の実施に努めてきました。そして、公立や私立に関わらず、幼稚園と保育所(園)において数多くの子育て支援の取り組みが行われています。

市が果たす役割としても、公立の保育所・幼稚園の直接的な運営だけではなく、地域の子育て支援へと拡大を続けてきました。子育て支援の拠点施設である子育て支援センターは平成25年度現在で5箇所設置しています。地域全体で子育てを支援する基盤作りのため、子育て支援センターや公立保育所・民間保育園が中心になり、親子が気軽に集い交流できる場や園庭開放・出前保育・子育てサークル支援や子育て・育児・発達上の不安や悩み等に対して、相談や助言を行うなど、地域の子育て家庭に対する子育て支援を行ってきました。また、子育て中の親子がより、気軽に身近な地域で集える場所としてつどいの広場を平成25年度現在で16箇所開設し、拡充を図っています。加えて、子育て支援センター及び公立保育所を地域の子育て支援の拠点として位置づけ、地域毎に、地域団体や子育て支援にかかわる機関とのネットワークづくりにも積極的に取り組み、地域で子育て親子を支える土台づくりをすすめてきています。

公立幼稚園においても預かり保育、園庭開放、オープンデー等地域、家庭との連携のもと、地域の幼稚園教育のセンター的な役割をも担ってきました。また民間幼稚園においては3年保育の受け入れやスマイルサポーターなどの育児相談などにも積極的に取り組んでいます。

地域主体の取り組みとしては、小地域ネットワーク事業など、地域福祉分野での見守り活動なども取り組まれており、各地域の校区福祉委員会を中心におこなわれている子育てサロンには、子育て支援センターからスタッフが出向き、ともに地域の子育て支援をすすめています。

しかしながら、アンケート調査の結果から就学前児童の家庭で保育所（園）・幼稚園を利用していない人の内で現在の子育ての不安をみると、不安を感じる人（「非常に不安を感じる」と「何となく不安を感じる」の合計）は45.0%で5割近くとなっています。

表 平日の定期的な保育・教育事業の利用の有無別 現在の子育ての不安

	非常に不安 を感じる	何となく不安 を感じる	あまり不安 など感じない	全く感じない	なんともい えない（わ からない）	無回答	合計
利用している	173 8.5%	805 39.6%	797 39.2%	144 7.1%	87 4.3%	29 1.4%	2,035 100.0%
利用していない	90 8.1%	409 36.9%	437 39.4%	98 8.8%	64 5.8%	11 1.0%	1,109 100.0%
無回答	0 0.0%	1 25.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	4 100.0%
合計	263 8.4%	1,215 38.6%	1,236 39.3%	242 7.7%	151 4.8%	41 1.3%	3,148 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

表 現在の子育ての不安（前回調査との比較）

	就学前児童		小学生	
	平成20年度 (N=1,188)	平成25年度 (N=3,148)	平成20年度 (N=1,117)	平成25年度 (N=1,561)
非常に不安を感じる	9.7%	8.4%	7.3%	11.7%
何となく不安を感じる	38.4%	38.6%	38.1%	37.2%
あまり不安など感じない	37.4%	39.3%	40.6%	34.8%
全く感じない	8.8%	7.7%	7.9%	8.3%
なんともいえない（わからない）	3.3%	4.8%	4.9%	4.3%
無回答	2.5%	1.3%	1.1%	3.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

また家族類型（両親の就労状況の組み合わせ）別で地域に支えられていると感じない人をみると、就学前児童の家庭では「無業×無業」が63.6%で最も多く、次いで「ひとり親」（58.6%）、「フルタイム×フルタイム」（57.1%）、「専業主婦（夫）」（54.3%）となっており、小学生の家庭では「ひとり親」が55.4%で最も多く、次いで無回答を除いて「専業主婦（夫）」（47.7%）などとなっています。このように「専業主婦（夫）」においても地域に支えられていないと不安を感じる人が多い状況が見受けられます。

表 家族類型別 子育てが地域に支えられているか（就学前児童）

	感じる	感じない	無回答	合計
ひとり親	86 36.0%	140 58.6%	13 5.4%	239 100.0%
フルタイム×フルタイム	248 41.7%	340 57.1%	7 1.2%	595 100.0%
フルタイム×パートタイム（月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）	173 44.1%	209 53.3%	10 2.6%	392 100.0%
フルタイム×パートタイム（下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）	90 47.6%	97 51.3%	2 1.1%	189 100.0%
専業主婦（夫）	656 42.4%	839 54.3%	51 3.3%	1,546 100.0%
パート×パート（双方月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）	9 47.4%	9 47.4%	1 5.3%	19 100.0%
パート×パート（いずれかが下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
無業×無業	8 36.4%	14 63.6%	0 0.0%	22 100.0%
無回答	64 44.1%	71 49.0%	10 6.9%	145 100.0%
合計	1,335 42.4%	1,719 54.6%	94 3.0%	3,148 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

表 家族類型別 子育てが地域に支えられているか（小学生）

	感じる	感じない	無回答	合計
ひとり親	80 43.0%	103 55.4%	3 1.6%	186 100.0%
フルタイム×フルタイム	115 54.2%	94 44.3%	3 1.4%	212 100.0%
フルタイム×パートタイム（月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）	269 50.2%	246 45.9%	21 3.9%	536 100.0%
フルタイム×パートタイム（下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）	46 63.9%	23 31.9%	3 4.2%	72 100.0%
専業主婦（夫）	237 49.8%	227 47.7%	12 2.5%	476 100.0%
パート×パート（双方月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）	4 50.0%	3 37.5%	1 12.5%	8 100.0%
パート×パート（いずれかが下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）	0 ---	0 ---	0 ---	0 ---
無業×無業	5 50.0%	4 40.0%	1 10.0%	10 100.0%
無回答	26 42.6%	30 49.2%	5 8.2%	61 100.0%
合計	782 50.1%	730 46.8%	49 3.1%	1,561 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

また、地域子育て支援拠点事業等の利用状況では0歳児から2歳児の内、利用していない人が6割前後もいるといった状況があります。利用者が少ない要因としては必要なタイミングで適切な情報が提供されていないことや近隣に拠点となるような施設が少ないことが課題と考えられます。

表 年齢別地域子育て支援拠点事業等の利用状況（複数回答）

	地域子育て支援拠点事業 （親子が集まって 過ごし、相談をする 場）	その他当該自治体 で実施している類似の事業 （園庭開放、親子 教室等）	利用して いない	有効回答 数
0歳児（平成25 年度生まれ）	1 10.0%	1 10.0%	7 70.0%	10 100.0%
0歳児（平成24 年度生まれ）	181 34.0%	78 14.7%	311 58.5%	532 100.0%
1歳児	155 31.1%	106 21.2%	310 62.1%	499 100.0%
2歳児	115 21.9%	92 17.5%	343 65.3%	525 100.0%
3歳児	54 10.1%	37 6.9%	446 83.7%	533 100.0%
4歳児	16 3.1%	14 2.7%	447 87.6%	510 100.0%
5歳児	16 3.1%	18 3.5%	450 86.4%	521 100.0%
無回答	3 16.7%	0 0.0%	14 77.8%	18 100.0%
合計	541 17.2%	346 11.0%	2,328 74.0%	3,148 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

このような在宅で子育てをしている家庭の子育て不安の解消に向けて、地域子育て支援センター等を利用したいと思ってもらえるような情報提供の工夫や、親子で交流できる居場所づくりの充実、相談支援の強化、家庭訪問など積極的な働きかけなどが必要となっています。また公的な支援だけではなく地域主体の取り組みの充実もさらに重要となっています。

(4) 一時預かりについて

保育所（園）の一時預かりサービスの利用状況をみると、利用者数は平成21年度から平成22年度にかけて一旦増加していましたが、平成22年度の22,430人から減少に転じて平成24年度には18,532人となっています。

アンケート調査の結果から私用等によって不定期に利用できる事業の状況をみると、就学前児童の家庭の内、一時預かり事業を利用したい人は41.7%で実際に利用している人（4.1%）を37.6ポイント上回っています。このようにニーズの希望はあるものの実際の利用者数はニーズより少ない状況が認められます。

一時預かりの利用しにくさとしては、質の担保や体制確保を図るために、当事者の事前の申し込みが必要となっており、緊急時には利用が困難であるという課題が考えられます。また料金が発生することにより利用を控えたり、切迫した理由以外ではなるべく親族・友人に預けたりする状況が見受けられます。

表 保育所（園）の一時預かりサービスの利用状況

（単位：件、箇所）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
利用者合計	23,509	21,083	22,430	20,042	18,532
実施箇所数	33	34	35	37	35

* 平成20～平成24（各年度）

表 私用等で不定期に利用している事業
（複数回答）（就学前児童）

	回答数	構成比
一時預かり（保育所などで一時的に子どもを預かる事業）	130	4.1%
幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ）	343	10.9%
ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）	12	0.4%
ベビーシッター	6	0.2%
その他	33	1.0%
利用していない	2,570	81.6%
有効回答数	3,148	100.0%

表 私用等による不定期の一時預かり事業の利用意向（就学前児童）

	回答数	構成比
利用したい	1,314	41.7%
利用する必要はない	1,524	48.4%
無回答	310	9.8%
合計	3,148	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

一時預かり	在宅で保育を行っている就学前児童で、保護者の傷病・入院・看護等の事由により、緊急・一時的に児童を保育所（園）で受け入れる事業
-------	--

（５）要保護・発達に支援が必要な児童について

① 児童虐待防止について

市が対応した児童虐待相談件数は、平成 21 年度の 638 件から年々増加し平成 25 年度には 975 件となっています。また、アンケート調査の結果から自分の子どもを虐待しているのではないかという自覚をみると、虐待しているのではないかと思う人（「思う」と「ときどき思う」の合計）は、就学前児童のいる家庭では 20.0%、小学生のいる家庭では 17.5%でそれぞれ前回調査（平成 20 年度）（16.7%、14.0%）を上回っています。このように虐待に関する相談件数の増加や虐待を認知する人が増加している傾向にあります。

虐待の発生の予防では、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関、医療関係者、民生委員・児童委員との連携などにより、妊娠、出産、育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握することが重要です。本市では、乳幼児健康診査等で把握できなかった児童に対し、「こんにちは赤ちゃん事業」「児童虐待発生予防システム構築事業」などアウトリーチ型事業を充実させることによって、早期に状況を把握し、養育支援訪問事業や子育て支援センター等の利用につなげるよう支援しています。また育児上の困難を抱える家庭を対象に養育支援訪問事業等を展開しています。

また、虐待を防止、発見、対応していくためには、保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制が必要であり、本市では東大阪市要保護児童対策地域協議会を設置し、各機関が役割分担のもとで、定期的な連絡会議等において、家庭、児童に関する情報を共有しています。それとともに、福祉、保健、教育の各機関において虐待の早期発見・早期支援に努めています。

このように本市では各機関の連携によって、早期発見体制の充実と適切な支援につなげるためのネットワークづくりに努めてきましたが、虐待相談件数の増加に見られるように虐待への不安を抱える家庭が増加傾向にある中で、子育てに困難を抱える家庭の早期発見・早期支援と必要な支援へとつなげるための体制の拡充等が課題となっています。

本市が対応した児童虐待の相談実件数の推移

（単位：件）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
相談実件数	638	751	811	894	975

* 平成 21～平成 25（各年度）

* 対象児童：0 歳～18 歳

② 障害児支援について

本市では乳幼児の健診体制が早くから整備されており、また受診率も高いことから、乳幼児健診などを契機とする場合や、各種機関への相談による場合、保育所（園）・学校等の日常生活の場での気づきから障害がわかる場合などがあります。本市ではこのような気づき、あるいは「気になる」時点での早期対応を行い、障害の早期発見に努めてきました。

そして、支援を必要とする子どもたちへの早期療育に向けては、成長段階に応じて途切れなく支援を行っていくために、関係機関の連携のもとで、1歳6か月児健診後のすこやか教室、こぼと園などの市立施設及び民間のサービス提供事業者による福祉型児童発達支援・医療型児童発達支援、放課後等デイサービス事業などを展開・支援しています。早期療育の中心的な基盤としては療育センターがあり、通園する園児とその家族を支えるだけでなく、地域で教育や保育に携わる人たちを支援するシステムをつくっています。また、保育所（園）では保育所体験特別事業、発達に支援が必要な児童の入所などを実施しています。保育所での障害児保育の利用児童は、平成21年4月の370人から平成25年4月には442人まで増加しています。子育て支援センターでは育児支援事業なども展開しています。

平成20年度には東大阪市こどもの発達支援ネットワーク協議会を設置し、福祉・保健・教育の各機関が有する情報の共有、機関連携の強化に努めてきました。

表 療育センターの利用状況

(単位：件)

年度	通園教育		外来診療		たんぽぽ・児童 デイサービス
	第1はばたき	第2はばたき	診療件数	うち歯科	
平成20年度	814	493	12,360	1,322	131
平成21年度	875	463	12,808	1,299	122
平成22年度	924	444	13,517	1,363	120
平成23年度	719	417	11,869	1,357	113
平成24年度	720	313	11,048	1,251	91

* 平成20～平成24（各年度）

表 障害児保育の利用者数の推移

(単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
市立	110	129	127	125	127
私立	260	285	306	325	315
合計	370	414	433	450	442

* 平成21～平成25（各年）4月1日現在

障害児の地域での生活支援では、きめ細かな相談体制や先に述べたような福祉サービスが必要であり、引き続き保健・福祉・医療・教育の各機関の継続的、密接な連携が必要となっています。加えて、早期発見・療育・生活支援の分野での一貫した支援体制を充実してきた流れの中で、現状ではサービスの総量不足や拠点となる療育センターの老朽化・狭隘化などが課題になっており、障害児の発達段階に応じた適切な支援を行うためのさらなる体制づくりと施設整備をより一層推進する必要があります。

(6) 幼・保・小・中の連携や公私の連携について

本市では保育・教育の研究促進と連携に関して、地域の子育て支援のネットワークを構築するために子育て支援地域連携会議を開催したり、幼児教育のあり方研究事業や幼稚園教育研究会の中で合同研修会・相互の保育・授業参観や共通カリキュラム等の検討を実施したり、学びのトライアル事業での取り組みなどを通して園児・児童・生徒及び教職員間の交流や継続性のある学校園教育活動の実施による中学校区の幼小中の連携を図ったりすることによって、保育所や幼稚園の保育・教育の内容を充実してきました。

子育て支援センター・公立保育所における子育て支援地域連携会議等での取り組みによって地域内の私立保育園・幼稚園や認可外保育施設等とも情報を交換して相互の連絡調整を図り、また地域の子どもや親の状況の共有化を進めてきました。さらに幼稚園においては中学校区の幼小中の連携を強めるため公立幼稚園が中心となって園児・児童・生徒及び教職員間の交流を進め、中学校区内一体で、子どもの成長を見守り、継続性のある学校園教育活動を進めています。

民間の取り組みに注目すると、待機児童対策として民間保育園の増設や私立幼稚園での3年保育の実施、また公と同様に要支援児童への対策や在宅支援、障害児支援などが各施設での不断の努力によって展開されてきました。また民間幼稚園では各園の取り組みによって地域連携を模索しています。

このように、各機関が手を携えながら学校園の個別の努力や福祉や教育、保健といった縦割りの構造に頼りながら就学前児童の保育・教育の連携を推進してきました。そして現状では地域全体での保育・教育の交流と連携が徐々に加速化している段階にはあるものの、公立施設でのこれまでの取り組みや地域の小・中学校との交流など、個別に蓄積してきた連携方策をいかに東大阪市全体として活用していくのが課題となっています。

今後はさらに公立や私立という枠に捉われることなく、これまで培ったノウハウを生かし、保育・教育の研究の促進と機関連携に努める必要があります。その際には何らかの旗振り役が必要になると考えられることから、公がコーディネートをすることで、公立施設と民間施設で連携を図り、市民が必要とするサービスを効率的に提供できるように努めます。

（７）留守家庭児童育成クラブについて

本市の留守家庭児童育成クラブは、小学校低学年（１年生から３年生）を対象とし、保護者が就労等により昼間家庭にいない留守家庭児童をあずかり、児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、留守家庭児童の健全な育成を図ることを目的としています。小学校敷地内に留守家庭児童育成クラブを設置して、児童の健全育成の充実を図ってきました。

留守家庭児童育成クラブのニーズに関しては、現在利用している人で高学年まで利用したい人は58.0%あり、また低学年で現在利用していない人の内、利用希望のある人は25.0%、現在、高学年で希望している人は全体の13.4%となっています。アンケート結果に見られるよう、高学年の利用ニーズも高く、また、一部待機児童も出ているなか、年次的な施設整備が課題となっています。

表 留守家庭児童育成クラブを利用している人の学年の希望（小学校低学年）

	回答数	構成比
低学年（１～３年生）の間は利用したい	76	39.4%
高学年まで利用したい	112	58.0%
無回答	5	2.6%
合計	193	100.0%

表 現在、利用していない人の留守家庭児童育成クラブの利用希望（小学校低学年）

	回答数	構成比
低学年（１～３年生）の間は利用したい	44	6.8%
学年に関係なく、小学生の間は利用したい	118	18.2%
今後利用しない	470	72.6%
無回答	15	2.3%
合計	647	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

表 放課後の過ごし方の希望（複数回答）（小学校高学年）

	回答数	構成比
自宅で家族と過ごす	479	67.7%
自宅で留守番をする	176	24.9%
祖父母宅や友人・知人宅	164	23.2%
習い事（ピアノ教室、スイミング、学習塾など）	508	71.8%
留守家庭児童育成クラブ（放課後児童クラブ）	95	13.4%
ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）	17	2.4%
その他	43	6.1%
有効回答数	708	100.0%

表 子育てに必要な子育て支援・対策（複数回答）（小学生）

	回答数	構成比
留守家庭児童育成クラブ（放課後児童クラブ）の充実	654	41.9%
子育て支援のネットワークづくり	326	20.9%
地域における子どもの活動拠点の充実（児童館など）	686	43.9%
子どもの教育環境	778	49.8%
子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	874	56.0%
仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備	868	55.6%
子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	937	60.0%
虐待等を受けた社会的養護を要する子どもに対する支援	344	22.0%
その他	78	5.0%
有効回答数	1,561	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

（８）子育て支援の情報提供について

子育て支援に関する多くの事業やサービスについて、子育て家庭などが幅広く、また必要な時に知ることができるような情報提供が必要です。また子育て支援の情報提供について行政が発信している情報と子育て家庭が欲している情報やサービスを結びつけるコーディネーターの役割が求められています。

現状では市政だよりや市ウェブサイト、子育てメールマガジン等による情報提供を中心に行っています。また子育て情報のパンフレットや子育てマップなどを作成し、保育所（園）や子育て支援センター、保健センター、行政サービスセンター、福祉事務所などに配布し、子育て家庭が入手しやすいように設置しています。保健センターで実施しているこにちは赤ちゃん事業では、各家庭の訪問時に子育てガイドブックを配布するなどの取り組みを行い、さまざまな情報提供に努めています。

しかしながら、アンケート調査の結果から、子育て支援サービスの情報の入手しやすさをみると、就学前児童のいる家庭では「入手しにくい」が 34.2%で「入手しやすい」(12.7%)を 21.5ポイント上回っており、子育て家庭等へ必要な時に必要な情報が必ずしも届いていないなど情報提供のあり方が課題となっています。様々な子育て支援情報を発信しているにもかかわらず、子育て家庭が本当に欲しい情報に結びついていない場合やニーズに対応しきれていないという現状があります。また在宅子育て家庭の座談会からは、「紙媒体のものは読みにくい・目に付きにくい」「身近な場所での情報提供が必要」などの意見が出ており、情報を把握する手段や必要な内容に到達するきっかけづくりについて身近な方法を検討する必要があります。

従前の情報提供では、不備のないように幅広く多くの情報を網羅してきましたが、各機関でのパンフレット類の配布など、どこに情報を必要としている人がいるかは必ずしも明確でないまま、また情報が必要なときに子育て家庭が情報に辿り着きやすい仕組みが明確でないままに情報を提供してきたことが課題と考えられます。子育て家庭の必要とする情報量としては十分に揃いつつある中で、数ある情報をいかに市民のニーズにマッチングさせるか、が今後の課題であると考えています。

表 子育て支援サービスの情報の入手しやすさ（就学前児童）

	回答数	構成比
入手しやすい	401	12.7%
入手しにくい	1,078	34.2%
どちらともいえない	1,629	51.7%
無回答	40	1.3%
合計	3,148	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

表 子育て情報・相談に関するご意見（抜粋）

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| ・紙媒体のものは読みにくい・目に付きにくい | ・民間施設も含めたバリアフリーマップの充実 |
| ・身近な場所での情報提供が必要 | ・スマートフォンやインターネットの活用 |
| ・何を調べたらいいのかわからない | ・先輩ママからの情報を得たい |
| ・親が楽しめるような情報が少ない | ・身近な場でポスター等での情報提供 |
| ・地域の回覧板等に子どもに関する情報が少ない | ・相談先がわからない |
| ・ママの気持ちを吐き出せるような場や情報 | |

資料：平成 25 年度東大阪市在宅子育て家庭の座談会より

（９）親の子育て力^②の支援について

アンケート調査の結果から現在の子育ての不安をみると、就学前児童の家庭では不安を感じる人が５割弱程度となっています。また妊婦では出産や育児についての不安感・負担感を感じる人（「非常に不安や負担を感じる」と「何となく不安や負担を感じる」の合計）は 52.1%となっています。

表 出産や育児についての不安感・負担感（妊婦）

	回答数	構成比
非常に不安や負担を感じる	54	12.0%
何となく不安や負担を感じる	180	40.1%
あまり不安や負担は感じない	165	36.7%
まったく感じない	18	4.0%
なんともいえない	24	5.3%
無回答	8	1.8%
合計	449	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

少子化や地域での子育て力の低下の中で、子育て家庭が抱える、子育てに関する悩みは幅広くなり、また、子育てに不安を持ち、自信を持ってないまま子どもと接している親も多い状況にあります。また、増加傾向にあるひとり親家庭では就労や子育ての負担から地域の中で孤立してしまう場合も見受けられます。

このような親が抱える子育ての困難さについて、親の子育て力を支えるために、身近なところで、気軽に相談できる窓口や支援体制の強化が求められています。

現状では、妊娠期から出産期、乳幼児期、児童と年齢期ごと、あるいは子どもの成長段階に応じて、乳幼児健診の機会や、福祉事務所・保健センター・幼稚園・保育所（園）・子育て支援センター・教育センター等での相談、育児教室・２か月親子講習会、休日・夜間子育て支援相談事業、家庭支援推進保育所事業、家庭訪問指導事業、地域の中での相談（民生委員・児童委員、主任児童委員、母子福祉推進委員、コミュニティソーシャルワーカー等）などがあります。また、20歳未満の若年妊娠・出産や育児の不安軽減のための「ティーンズ・ママの会」「ティーンズ・クラブ」といった10代の母親とその子どもを支援する教室を開催し、仲間づくりや育児のサポートを行っています。また、双子の出生も増えており、子育て支援や交流することを目的とした教室も実施しています。

しかしながら、いずれの事業においても利用者の増加や相談ケースの複雑化などが認められ、相談できる場や機会づくりの強化とともに専門スタッフの派遣などの支援の充実が求められます。

^② ここでいう親の子育て力とは子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら親が自信をもって子育てできるような、人が本来持っている力のことです。親の子育て力の支援とは様々な要因で不安を抱えている親に必要な支援を届けることで、子どもの成長を喜び、その楽しさを実感できるようにすることです。

3. 本計画の施策展開の基本的な考え方

(1) すべての子どものために

① すべての子どもに良質な成育環境を保障するために

子ども・子育て新支援制度の実施主体である東大阪市として、すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

② すべての子どもがすこやかに成長するために

子ども・子育て新支援制度は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて、すべての子どもがすこやかに成長するように支援するものです。

子どもの育ちに関する理念

【乳幼児期】

発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じその間の子どもの健やかな発達を保障することが必要となります。

◆乳児期

身近にいる大人との愛着形成により情緒的な安定が図られ、また身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期です。

◆幼児期

基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら人やものとの関わりを広げ行動範囲を広げていきます。こうした活動が主体的に生きていく基盤となります。また、特定の大人への安心感を基盤として徐々に人間関係を広げ、そのかわりを通じて社会性を身につけていきます。

【学校就学後の学童期】

学校教育とともに、遊戯やレクリエーション活動の施設の提供や地域団体との連携を通じて、心身の健全な発達が育まれる機会を提供し、子どもの健全な育成に努める必要があります。

（２）公の果たす役割を実行していくための公立施設の将来像について

前述した主な課題などを受けて、公の果たす役割として４つの柱を基本とします。この４つの柱をもとに公立施設の将来像を検討していきます。

① 地域における子ども・子育て支援強化

地域における子ども・子育て支援の強化を図るために、子育て支援のバックアップ（公的支援）を積極的に実施していくことが必要となります。公立施設が地域における子育て支援の中核的な役割を果たすことで、より充実した支援を展開していきます。併せて、公の社会資源の有効な活用を図っていきます。

② 民間施設との連携の工夫

公立施設のこれまでの取り組みを活かし、民間保育園・民間幼稚園と地域の小・中学校、高等学校との交流をより一層図る必要があります。

また、公がコーディネートをすることで、公立施設と民間施設で連携を図り、市民が必要とするサービスを効果的に提供できることが期待されています。

③ 公の持つ強みに応じた役割再編

公立施設と民間施設とが共通して抱える課題に対して、公の持つ強みを活かして、役割を整理することが重要となっています。

④ 要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート

民間施設や関係機関との連携を図りながら、要保護・要支援児童に対するセーフティネットとしての役割を発揮し、加えて、養育上の問題を抱える家庭への支援も充実させていきます。

（３）戦略的に取り組むために

地域での様々な子育て支援を充実してきた流れの中で、より身近で、より具体的な課題に対応するために、戦略的に取り組む施策として「幼児期における質の高い学校教育・保育の提供」「待機児童の解消」「在宅での子育て支援」を設定し、施策を促進していくこととします。

① 幼児期における質の高い学校教育・保育の提供

幼児期のうち、おおむね満３歳以上の時期は、その後の生活や学びの基礎となる重要な時期であるといえます。この幼児期の学校教育・保育の場に関して入園（所）のニーズとしては幼稚園、保育所（園）にそれぞれの希望がある状況にも関わらず、保育所（園）では待機児童が出るほど受け入れ先の拡大が課題であり、一方で幼稚園の定員充足率は100%に満たない場合があります。さらには各々の施設が老朽化や耐震化の必要性などの課題を抱えている場合もあります。

このように幼児期の教育・保育の場に関する課題に対して、質の高い、安定的な供給体制を確保していく必要があります。

子ども・子育て関連３法による新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育を促進するために、幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「認定こども園制度」の改善が目指され、施設型給付による財政支援の強化や、幼保連携型認定こども園の設置手続きの簡素化などが図られています。

本市としても、このような仕組みを生かしながら、幼児期のすべての子どもたちに質の高い学校教育・保育の場を提供するための新たな対策を構築する必要があります。

② 待機児童の解消

本市ではこれまでに施設整備計画を策定するなどして待機児童の解消に努めてきましたが、保育要件として保護者の就労時間に下限を設定せずに多くの方の保育ニーズを受容してきたこと、また景況感の悪化など社会経済情勢の変化によるニーズの高まりなどによって、待機児童数の増加が再び大きな課題となっています。

子ども・子育て関連３法による新制度では、待機児童解消に向けた対策の１つとして、認定こども園、幼稚園、保育所（園）を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）が創設されており、本市としても、このような仕組みを生かして保育機能の確保を図りながら、新たな対策を推進する必要があります。また待機児童のほとんどが０～２歳児という実態から産休後・育休後の保育利用のための方策について網羅的に検討する必要があります。

③ 在宅での子育て支援の拡充

子どものいる世帯の減少や地域のつながりの希薄化、さらには少子化による児童数の減少によって、子育てをめぐる環境は大きく変化し、子育て家庭の孤立化・負担感が高まっている状況にあります。これまで在宅での子育てに関して地域における支援を充実してきましたが、それでもなお在宅での子育て不安等に課題が見受けられます。また公的なサービスや地域住民と

のつながりを持とうとされない場合には、その手立てには十分な配慮が必要となってきました。今後は、いかに地域の子育て家庭の交流を促していくのか、また、子どもを一時的に預かる場所の確保や必要な支援へとどのようにつなげていくのかといった、情報提供・拠点・預かりの機能拡充が課題となっています。

このような状況を受けて、必要な子育て支援の情報をいつでも手に入れられるように身近な場所での情報提供・相談機能の充実を図ります。また地域で子育てを安心して行えるように、いつでも・誰でも・自由に・気軽に集まり、交流できる居場所づくりの強化や緊急・一時的な預かりの充実などに取り組みます。このように本市の実情に応じた子ども・子育て支援を充実していきます。

新規追加

第4章 事業計画の具体的な取り組み

1. 教育・保育提供区域の設定

前述したように本計画では幼稚園・保育所（園）や地域子ども・子育て支援事業の現状と課題を明らかにしました。そして、施策として「幼児期における質の高い学校教育・保育の提供」「待機児童の解消」「在宅での子育て支援の拡充」を戦略的に取り組むこととしています。ここからはこのような課題を受けて、就学前児童の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業に関してサービスごとの基盤整備を促すために提供区域の設定を検討することとします。

（１）考え方

本計画では国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づいて教育・保育提供区域を設定する必要があります。教育・保育提供区域とは就学前児童の教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の供給にあたって目安となる区域のことです。

設定にあたっては、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づいて、小学校区・中学校区・行政区単位等の中から、地理的条件、人口、現在の利用状況、その他の社会的条件を勘案する必要があります。また、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に利用することが可能な区域となるように定めることが求められています。

なお、教育・保育提供区域は、あくまで教育・保育施設等の確保に向けた需給調整に係る区域であり、通学区とは異なり、区域外への通園等ができないわけではありません。

◎区域を設定する際のポイントについて

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定となりますが、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業において実態が異なる場合は事業ごとに設定することが可能となっています。

○地理的条件、人口、現在の利用状況、その他の社会的条件を総合的に勘案する。

○小学校区、中学校区、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に利用することが可能な区域を定める必要がある。

(2) 教育・保育提供区域の設定について

①教育・保育提供区域の設定にあたって

教育・保育提供区域の設定にあたっては、本市の福祉・保健、まちづくりなどの単位となっている、リージョンと中学校区に注目しました。各区域の概況については「資料（●ページ参照）」に記載しています。区域の設定については、保護者や子どもが実際に利用しやすいこと、またニーズがある場合には早急に供給確保をしやすいこと、さらには就学前児童の教育・保育の現在の利用状況に鑑みてそれらに共通した区域単位であること、といった視点から検討を重ねました。

まず、中学校区の場合は保護者が負担感なく送迎できる範囲であり、利用実績を把握する範囲としては妥当と判断しました。しかしながら、小さな中学校区ではニーズが過少であったり、地域に施設が少ないなど、需給バランスを図ることや提供するサービスの確保が難しいことが課題となります。

一方、リージョンに注目すると、需給調整や各サービスの供給確保が柔軟に対応できる反面、地域の実情に応じたきめの細かいニーズの把握は困難になります。

このような中学校区、リージョンのそれぞれの理由・特徴から、本市では利用実績の把握等については中学校区を基本とし、供給体制の整備にあたってはリージョンを基準としてニーズへの対応を加速化することとしました。

表 教育・保育提供区域

施設・事業名		対応方針
教育・保育施設	幼稚園、保育所（園）、認定こども園	利用実績の把握等については「中学校区」とし、整備にあたっては7リージョンを基準とする。
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	

※ 教育・保育提供区域は、あくまで教育・保育施設等の確保に向けた需給調整に係る区域であり、通学区とは異なり、区域外への通園等ができないわけではありません。

2. 必要見込み量の算定方法について

(1) 全国共通で「必要見込み量」を算出する項目の概要

就学前児童の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に関して需要量と現在の供給量から必要見込み量を算出します。

下記の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「必要見込み量」の算出を行うこととされています。

表 全国共通で「必要見込み量」を算出する項目

施設・事業				対象児童年齢
1	教育・保育	1号認定	教育標準時間認定	3～5歳
2		2号認定	保育認定①（幼稚園）	3～5歳
3			保育認定②	3～5歳
4	地域子ども・子育て支援事業の一部	3号認定	保育認定③	0歳、1・2歳
5		延長保育（時間外保育）事業		0～5歳
6		放課後児童健全育成事業		1～3年生、4～6年生
7		子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）		対象は0～18歳 見込み量は0～5歳
8		地域子育て支援拠点事業		0～2歳
9		一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他（預かり保育以外）		3～5歳 0～5歳
10		病児保育事業		対象は0～5歳、1～6年生 見込み量は0～5歳
11		子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）		対象は0～5歳、1～3年生、4～6年生 見込み量は1～3年生、4～6年生
12		利用者支援事業 ※ワークシートからは算出しない。		0～5歳、1～6年生

* 認定とは、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みです。認定区分には1号認定、2号認定、3号認定があります。1号認定とは満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子どもが該当します。2号認定とは満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）のことです。2号認定の内、保育認定①は保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人です。3号認定とは満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）のことです。

（２）需要量の算出方法の概要

就学前児童の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の需要量を算出するにあたって、アンケート調査を踏まえ、国の手引き書・ワークシートに基づいて家族ごとの潜在的なニーズや市の実情を勘案しています。

（３）必要見込み量の概要

現在（平成25年度・平成26年度）の供給量を見積り、供給量と需要量との差から必要となる量（必要見込み量）を算出しています。必要見込み量は供給量から需要量を差し引いた値を表記しています。算出された必要見込み量に対して、平成27年度から順次整備等を実施する中で供給の拡充を行い、計画の最終年度である平成31年度にすべての必要見込み量の確保を図ることに努めます。

3. 就学前児童の学校教育・保育について

(1) 就学前児童の学校教育・保育の需要量と現状の供給量^③等

① 市全体の経年変化

表 3～5歳の需要量

	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 1号認定 (認定こども園および幼稚園)	人	6,311	6,160	6,046	5,932	5,817
② 2号認定 (幼児期の学校教育の利用希 望が強いと想定されるもの)	人	4,580	4,471	4,388	4,305	4,222
③ 2号認定 (認定こども園及び保育所)	人	865	844	829	813	797
需要量の合計	人	11,756	11,475	11,263	11,050	10,836

表 0～2歳の需要量

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
④ 3号認定 (認定こども園及び保育 所＋地域型保育)	0歳	人	733	713	705	697	688
	1・2歳	人	2,597	2,534	2,504	2,475	2,446
需要量の合計		人	3,330	3,247	3,209	3,172	3,134
児童数(0～2歳)		人	9,701	9,457	9,346	9,238	9,127

^③ 現在の供給量とは平成 25 年度又は平成 26 年度の供給量のことです。

② 市全体の年度ごとの必要見込み量

最終到達目標である平成 31 年度の必要見込み量をみると、3 歳～5 歳の 1 号・2 号は必要見込み量がなく、2 号でありながら幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるものの必要見込み量は－797 人となっています。0 歳～2 歳をみると、平成 31 年度の 3 号の必要見込み量は 0 歳が－188 人、1・2 歳が－368 人となっています。

このように、3 号と、2 号でありながら幼児期の学校教育の利用希望が強いものの必要見込み量をどのように確保していくのが課題となっています。

表 認定区分別の需要量（平成27年度）と現状の供給量、必要見込み量

（単位：人）

	3 歳～5 歳の内			3 号 (0 歳)	3 号 (1・2 歳)
	1 号	2 号	2 号(幼稚園)*		
需要量	6,311人	4,580人	865人	733人	2,597人
現状の供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	3,349人	-351人	-865人	-233人	-519人

* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

表 認定区分別の需要量（平成28年度）と現状の供給量、必要見込み量

（単位：人）

	3 歳～5 歳の内			3 号 (0 歳)	3 号 (1・2 歳)
	1 号	2 号	2 号(幼稚園)*		
需要量	6,160人	4,471人	844人	713人	2,534人
現状の供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	3,500人	-242人	-844人	-213人	-456人

* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

表 認定区分別の需要量（平成29年度）と現状の供給量、必要見込み量

（単位：人）

	3 歳～5 歳の内			3 号 (0 歳)	3 号 (1・2 歳)
	1 号	2 号	2 号(幼稚園)*		
需要量	6,046人	4,388人	829人	705人	2,504人
現状の供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	3,614人	-159人	-829人	-205人	-426人

* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

表 認定区分別の需要量（平成30年度）と現状の供給量、必要見込み量

(単位：人)

	3歳～5歳の内			3号 (0歳)	3号 (1・2歳)
	1号	2号	2号(幼稚園)*		
需要量	5,932人	4,305人	813人	697人	2,475人
現状の供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	3,728人	-76人	-813人	-197人	-397人

* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

表 認定区分別の需要量（平成31年度）と現状の供給量、必要見込み量

(単位：人)

	3歳～5歳の内			3号 (0歳)	3号 (1・2歳)
	1号	2号	2号(幼稚園)*		
需要量	5,817人	4,222人	797人	688人	2,446人
現状の供給量	9,660人	4,229人		500人	2,078人
必要見込み量	3,843人	7人	-797人	-188人	-368人

* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人。

③ 校区別・リージョン別 必要見込み量

○ 3号

表 教育・保育校区別必要見込み量・3号（平成27年度）

（単位：人）

中学校区	リージョン	3号							
		0歳				1・2歳			
		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量	
石切	A	40	24	-16	-34	119	84	-35	-62
孔舎衛		25	7	-18		68	41	-27	
縄手	B	12	9	-3	-30	58	27	-31	-121
校岡		25	23	-2		142	140	-2	
縄手北		27	15	-12		71	45	-26	
池島		26	9	-17		71	39	-32	
縄手南		14	18	4		95	65	-30	
盾津	C	89	61	-28	-48	197	234	37	-6
盾津東		44	24	-20		137	94	-43	
玉川	D	43	16	-27	-27	115	75	-40	-77
英田		29	42	13		181	168	-13	
花園		25	19	-6		83	105	22	
若江		13	6	-7		86	40	-46	
楠根	E	26	35	9	9	167	144	-23	-23
長栄	F	22	16	-6	-99	107	44	-63	-166
新喜多		57	16	-41		122	73	-49	
俊徳		4	3	-1		41	15	-26	
意岐部		57	33	-24		70	104	34	
高井田		31	20	-11		97	86	-11	
小阪	G	30	14	-16	-4	126	75	-51	-64
金岡		9	24	15		40	82	42	
太平寺		16	17	1		49	78	29	
上小阪		29	15	-14		114	78	-36	
長瀬		12	16	4		86	44	-42	
弥刀		20	9	-11		80	44	-36	
柏田		8	9	1		75	54	-21	
合計		733	500	-233	-233	2,597	2,078	-519	-519

表 教育・保育校区別必要見込み量・3号（平成28年度）

（単位：人）

中学校区	リージョン	3号							
		0歳				1・2歳			
		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量	
石切	A	39	24	-15	-33	116	84	-32	-57
孔舎衛		25	7	-18		66	41	-25	
縄手	B	11	9	-2	-26	57	27	-30	-111
校岡		24	23	-1		139	140	1	
縄手北		26	15	-11		69	45	-24	
池島		25	9	-16		69	39	-30	
縄手南		14	18	4		93	65	-28	
盾津	C	86	61	-25	-44	192	234	42	2
盾津東		43	24	-19		134	94	-40	
玉川	D	42	16	-26	-24	112	75	-37	-65
英田		28	42	14		177	168	-9	
花園		24	19	-5		80	105	25	
若江		13	6	-7		84	40	-44	
楠根	E	25	35	10	10	162	144	-18	-18
長栄	F	22	16	-6	-96	104	44	-60	-154
新喜多		56	16	-40		119	73	-46	
俊徳		4	3	-1		41	15	-26	
意岐部		56	33	-23		68	104	36	
高井田		31	20	-11		95	86	-9	
小阪	G	29	14	-15	0	124	75	-49	-53
金岡		8	24	16		39	82	43	
太平寺		16	17	1		48	78	30	
上小阪		28	15	-13		111	78	-33	
長瀬		11	16	5		84	44	-40	
弥刀		19	9	-10		78	44	-34	
柏田		8	9	1		73	54	-19	
合計		713	500	-213	-213	2,534	2,078	-456	-456

表 教育・保育校区別必要見込み量・3号（平成29年度）

（単位：人）

中学校区	リージョン	3号							
		0歳				1・2歳			
		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量	
石切	A	39	24	-15	-32	114	84	-30	-54
孔舎衛		24	7	-17		65	41	-24	
縄手	B	11	9	-2	-26	57	27	-30	-105
枚岡		24	23	-1		137	140	3	
縄手北		26	15	-11		68	45	-23	
池島		25	9	-16		68	39	-29	
縄手南		14	18	4		91	65	-26	
盾津	C	86	61	-25	-43	190	234	44	6
盾津東		42	24	-18		132	94	-38	
玉川	D	41	16	-25	-22	111	75	-36	-61
英田		28	42	14		175	168	-7	
花園		24	19	-5		80	105	25	
若江		12	6	-6		83	40	-43	
楠根	E	25	35	10	10	161	144	-17	-17
長栄	F	21	16	-5	-92	103	44	-59	-147
新喜多		55	16	-39		118	73	-45	
俊徳		4	3	-1		40	15	-25	
意岐部		55	33	-22		67	104	37	
高井田		30	20	-10		94	86	-8	
小阪		29	14	-15		122	75	-47	
金岡	G	8	24	16	0	38	82	44	-48
太平寺		16	17	1		48	78	30	
上小阪		28	15	-13		110	78	-32	
長瀬		11	16	5		83	44	-39	
弥刀		19	9	-10		77	44	-33	
柏田		8	9	1		72	54	-18	
合計		705	500	-205	-205	2,504	2,078	-426	-426

表 教育・保育校区別必要見込み量・3号（平成30年度）

（単位：人）

中学校区	リージョン	3号							
		0歳				1・2歳			
		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量	
石切	A	38	24	-14	-31	113	84	-29	-53
孔舎衛		24	7	-17		65	41	-24	
縄手	B	11	9	-2	-24	55	27	-28	-100
枚岡		24	23	-1		136	140	4	
縄手北		26	15	-11		68	45	-23	
池島		24	9	-15		67	39	-28	
縄手南		13	18	5		90	65	-25	
盾津	C	83	61	-22	-40	188	234	46	9
盾津東		42	24	-18		131	94	-37	
玉川	D	41	16	-25	-22	109	75	-34	-53
英田		28	42	14		171	168	-3	
花園		24	19	-5		79	105	26	
若江		12	6	-6		82	40	-42	
楠根	E	24	35	11	11	160	144	-16	-16
長栄	F	21	16	-5	-91	102	44	-58	-141
新喜多		55	16	-39		116	73	-43	
俊徳		4	3	-1		40	15	-25	
意岐部		55	33	-22		66	104	38	
高井田		30	20	-10		93	86	-7	
小阪		28	14	-14		121	75	-46	
金岡	G	8	24	16	0	38	82	44	-43
太平寺		16	17	1		47	78	31	
上小阪		28	15	-13		109	78	-31	
長瀬		11	16	5		82	44	-38	
弥刀		19	9	-10		76	44	-32	
柏田		8	9	1		71	54	-17	
合計		697	500	-197	-197	2,475	2,078	-397	-397

表 教育・保育校区別必要見込み量・3号（平成31年度）

（単位：人）

中学校区	リージョン	3号							
		0歳				1・2歳			
		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量	
石切	A	38	24	-14	-31	112	84	-28	-51
孔舎衛		24	7	-17		64	41	-23	
縄手	B	11	9	-2	-23	55	27	-28	-96
枚岡		24	23	-1		134	140	6	
縄手北		25	15	-10		67	45	-22	
池島		24	9	-15		67	39	-28	
縄手南		13	18	5		89	65	-24	
盾津	C	82	61	-21	-38	186	234	48	13
盾津東		41	24	-17		129	94	-35	
玉川	D	40	16	-24	-19	108	75	-33	-48
英田		27	42	15		169	168	-1	
花園		23	19	-4		78	105	27	
若江		12	6	-6		81	40	-41	
楠根	E	24	35	11	11	156	144	-12	-12
長栄	F	21	16	-5	-89	101	44	-57	-135
新喜多		54	16	-38		115	73	-42	
俊徳		4	3	-1		39	15	-24	
意岐部		54	33	-21		66	104	38	
高井田		30	20	-10		92	86	-6	
小阪		28	14	-14		119	75	-44	
金岡	G	8	24	16	1	38	82	44	-39
太平寺		16	17	1		47	78	31	
上小阪		27	15	-12		108	78	-30	
長瀬		11	16	5		81	44	-37	
弥刀		19	9	-10		75	44	-31	
柏田		8	9	1		70	54	-16	
合計		688	500	-188	-188	2,446	2,078	-368	-368

○ 1号・2号

表 教育・保育校区別必要見込み量 1号・2号（平成27年度）

（単位：人）

中学校区	リージョン	1号				2号							
		幼稚園				幼稚園利用希望				保育認定【認定こども園・保育所（園）】			
		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量	
石切	A	353	840	487	368	63		-63	-107	203	162	-41	-152
孔舎衛		329	210	-119		44		-44		183	72	-111	
縄手	B	99	0	-99	733	9		-9	-111	119	54	-65	-45
枚岡		373	280	-93		39		-39		185	297	112	
縄手北		174	490	316		29		-29		83	90	7	
池島		143	350	207		6		-6		153	72	-81	
縄手南		188	590	402		28		-28		175	157	-18	
盾津	C	561	900	339	158	109		-109	-185	460	455	-5	-60
盾津東		356	175	-181		76		-76		176	121	-55	
玉川	D	313	210	-103	11	26		-26	-95	231	167	-64	10
英田		467	490	23		32		-32		269	390	121	
花園		266	490	224		19		-19		172	206	34	
若江		273	140	-133		18		-18		145	64	-81	
楠根	E	337	675	338	338	70		-70	-70	258	301	43	43
長栄	F	269	345	76	1,352	44		-44	-222	123	90	-33	-118
新喜多		284	765	481		42		-42		162	181	19	
俊徳		71	255	184		14		-14		90	32	-58	
意岐部		184	140	-44		28		-28		161	193	32	
高井田		190	570	380		53		-53		153	144	-9	
小阪		245	520	275		41		-41		250	181	-69	
金岡	G	91	570	479	389	17		-17	-75	109	164	55	-29
太平寺		68	95	27		14		-14		96	155	59	
上小阪		250	280	30		14		-14		211	147	-64	
長瀬		155	0	-155		7		-7		120	90	-30	
弥刀		176	140	-36		23		-23		126	127	1	
柏田		96	140	44		0		0		167	117	-50	
合計		6,311	9,660	3,349	3,349	865	0	-865	-865	4,580	4,229	-351	-351

表 教育・保育校区別必要見込み量 1号・2号（平成28年度）

（単位：人）

中学校区	リージョン	1号				2号							
		幼稚園				幼稚園利用希望				保育認定【認定こども園・保育所（園）】			
		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量	
石切	A	344	840	496	385	62		-62	-105	199	162	-37	-144
孔舎衛		321	210	-111		43		-43		179	72	-107	
縄手	B	96	0	-96	755	9		-9	-109	115	54	-61	-25
枚岡		365	280	-85		39		-39		180	297	117	
縄手北		170	490	320		28		-28		80	90	10	
池島		140	350	210		6		-6		149	72	-77	
縄手南		184	590	406		27		-27		171	157	-14	
盾津	C	548	900	352	179	108		-108	-183	450	455	5	-45
盾津東		348	175	-173		75		-75		171	121	-50	
玉川	D	306	210	-96	42	25		-25	-90	226	167	-59	28
英田		456	490	34		30		-30		263	390	127	
花園		260	490	230		18		-18		169	206	37	
若江		266	140	-126		17		-17		141	64	-77	
楠根	E	329	675	346	346	68		-68	-68	253	301	48	48
長栄	F	263	345	82	1,380	44		-44	-217	119	90	-29	-95
新喜多		277	765	488		41		-41		158	181	23	
俊徳		69	255	186		14		-14		88	32	-56	
意岐部		180	140	-40		26		-26		157	193	36	
高井田		185	570	385		52		-52		149	144	-5	
小阪		241	520	279		40		-40		245	181	-64	
金岡	G	89	570	481	413	16		-16	-72	106	164	58	-9
太平寺		66	95	29		13		-13		93	155	62	
上小阪		240	280	40		14		-14		206	147	-59	
長瀬		152	0	-152		7		-7		118	90	-28	
弥刀		172	140	-32		22		-22		123	127	4	
柏田		93	140	47		0		0		163	117	-46	
合計		6,160	9,660	3,500	3,500	844	0	-844	-844	4,471	4,229	-242	-242

表 教育・保育校区別必要見込み量 1号・2号（平成29年度）

（単位：人）

中学校区	リージョン	1号				2号							
		幼稚園				幼稚園利用希望				保育認定【認定こども園・保育所（園）】			
		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量	
石切	A	338	840	502	397	61		-61	-103	195	162	-33	-136
孔舎衛		315	210	-105		42		-42		175	72	-103	
縄手	B	94	0	-94	774	9		-9	-107	114	54	-60	-13
枚岡		357	280	-77		37		-37		176	297	121	
縄手北		167	490	323		28		-28		79	90	11	
池島		138	350	212		6		-6		147	72	-75	
縄手南		180	590	410		27		-27		167	157	-10	
盾津	C	537	900	363	196	106		-106	-181	440	455	15	-33
盾津東		342	175	-167		75		-75		169	121	-48	
玉川	D	300	210	-90	67	24		-24	-89	220	167	-53	45
英田		447	490	43		30		-30		258	390	132	
花園		255	490	235		18		-18		165	206	41	
若江		261	140	-121		17		-17		139	64	-75	
楠根	E	324	675	351	351	68		-68	-68	248	301	53	53
長栄	F	258	345	87	1,402	43		-43	-210	118	90	-28	-81
新喜多		272	765	493		39		-39		156	181	25	
俊徳		68	255	187		13		-13		87	32	-55	
意岐部		177	140	-37		26		-26		154	193	39	
高井田		182	570	388		51		-51		147	144	-3	
小阪	G	236	520	284	427	38		-38	-71	240	181	-59	6
金岡		88	570	482		16		-16		105	164	59	
太平寺		65	95	30		13		-13		92	155	63	
上小阪		235	280	45		14		-14		202	147	-55	
長瀬		148	0	-148		7		-7		115	90	-25	
弥刀		170	140	-30		21		-21		121	127	6	
柏田		92	140	48		0		0		159	117	-42	
合計		6,046	9,660	3,614	3,614	829	0	-829	-829	4,388	4,229	-159	-159

表 教育・保育校区別必要見込み量 1号・2号（平成30年度）

（単位：人）

中学校区	リージョン	1号				2号							
		幼稚園				幼稚園利用希望				保育認定【認定こども園・保育所（園）】			
		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量	
石切	A	332	840	508	408	59		-59	-100	191	162	-29	-129
孔舎衛		310	210	-100		41		-41		172	72	-100	
縄手	B	93	0	-93	791	8		-8	-104	112	54	-58	-3
枚岡		351	280	-71		37		-37		174	297	123	
縄手北		163	490	327		27		-27		78	90	12	
池島		135	350	215		6		-6		144	72	-72	
縄手南		177	590	413		26		-26		165	157	-8	
盾津	C	529	900	371	210	105		-105	-177	432	455	23	-22
盾津東		336	175	-161		72		-72		166	121	-45	
玉川	D	293	210	-83	92	24		-24	-87	217	167	-50	59
英田		439	490	51		29		-29		253	390	137	
花園		250	490	240		17		-17		162	206	44	
若江		256	140	-116		17		-17		136	64	-72	
楠根	E	318	675	357	357	66		-66	-66	242	301	59	59
長栄	F	253	345	92	1,425	42		-42	-209	115	90	-25	-62
新喜多		267	765	498		40		-40		153	181	28	
俊徳		66	255	189		13		-13		84	32	-52	
意岐部		173	140	-33		25		-25		152	193	41	
高井田		179	570	391		50		-50		144	144	0	
小阪	G	232	520	288	445	39		-39	-70	235	181	-54	22
金岡		85	570	485		16		-16		102	164	62	
太平寺		64	95	31		13		-13		89	155	66	
上小阪		231	280	49		13		-13		198	147	-51	
長瀬		145	0	-145		7		-7		113	90	-23	
弥刀		166	140	-26		21		-21		119	127	8	
柏田		89	140	51		0		0		157	117	-40	
合計		5,932	9,660	3,728	3,728	813	0	-813	-813	4,305	4,229	-76	-76

表 教育・保育校区別必要見込み量 1号・2号（平成31年度）

（単位：人）

中学校区	リージョン	1号				2号							
		幼稚園				幼稚園利用希望			保育認定【認定こども園・保育所（園）】				
		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量		
石切	A	325	840	515	422	59		-59	-99	187	162	-25	-122
孔舎衛		303	210	-93		40		-40		169	72	-97	
縄手	B	91	0	-91	808	8		-8	-102	109	54	-55	11
枚岡		344	280	-64		35		-35		170	297	127	
縄手北		161	490	329		27		-27		77	90	13	
池島		133	350	217		6		-6		142	72	-70	
縄手南		173	590	417		26		-26		161	157	-4	
盾津	C	517	900	383	228	102		-102	-174	424	455	31	-10
盾津東		330	175	-155		72		-72		162	121	-41	
玉川	D	288	210	-78	115	23		-23	-85	212	167	-45	76
英田		431	490	59		29		-29		247	390	143	
花園		245	490	245		17		-17		158	206	48	
若江		251	140	-111		16		-16		134	64	-70	
楠根	E	311	675	364	364	66		-66	-66	238	301	63	63
長栄	F	247	345	98	1,449	40		-40	-202	113	90	-23	-45
新喜多		261	765	504		38		-38		149	181	32	
俊徳		65	255	190		13		-13		83	32	-51	
意岐部		170	140	-30		25		-25		148	193	45	
高井田		176	570	394		49		-49		142	144	2	
小阪	G	227	520	293	457	37		-37	-69	231	181	-50	34
金岡		84	570	486		16		-16		101	164	63	
太平寺		64	95	31		12		-12		88	155	67	
上小阪		226	280	54		13		-13		195	147	-48	
長瀬		143	0	-143		7		-7		112	90	-22	
弥刀		163	140	-23		21		-21		117	127	10	
柏田		88	140	52		0		0		153	117	-36	
合計		5,817	9,660	3,843	3,843	797	0	-797	-797	4,222	4,229	7	7

4. 地域子ども・子育て支援事業について

(1) 市全体の地域子ども・子育て支援事業の需要量と現状の供給量等

① 市全体の経年変化

表 地域子ども・子育て支援事業の需要量

		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①延長保育（時間外保育）事業		人	1,887	1,840	1,812	1,785	1,756
②留守家庭児童 育成クラブ	低学年	人	2,756	2,670	2,585	2,500	2,414
	高学年	人	1,580	1,534	1,488	1,442	1,396
③子育て短期支援事業（ショートステイ）		人日 ／年	1,644	1,604	1,579	1,555	1,531
④地域子育て支援拠点事業		人回 ／年	77,233	75,268	74,412	73,548	72,660
⑤一時預かり事業、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業以外）	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	人日 ／年	52,508	51,255	50,308	49,361	48,404
	2号認定による定期的な利用	人日 ／年	211,719	206,668	202,850	199,031	195,172
	⑦上記以外	人日 ／年	136,162	132,796	130,938	129,108	127,242
⑥病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業の内、病児・緊急対応強化事業）	0～5歳のみ	人日 ／年	25,232	24,614	24,239	23,868	23,490
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）	低学年	人日 ／年	8,273	8,013	7,757	7,501	7,244
	高学年	人日 ／年	4,574	4,440	4,308	4,175	4,042
⑧乳幼児家庭全戸訪問事業		人／年	3,200	3,100	3,000	3,000	3,000
⑨養育支援訪問事業		人／年	50	50	50	50	50
⑩妊婦健診		人回 ／年	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
⑪利用者支援		拠点数	3	4	5	6	7

* 人日／年、人回／年とは年間の延べ人数等のことです。

② 市全体の年度ごとの必要見込み量

②－１ 延長保育（時間外保育）事業

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	1,887	1,840	1,812	1,785	1,756
現在の供給量	1,872	1,872	1,872	1,872	1,872
必要見込み量	-15	32	60	87	116

②－２ 放課後児童クラブ（留守家庭児童育成クラブ）

（単位：人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	低学年	2,756	2,670	2,585	2,500	2,414
	高学年	1,580	1,534	1,488	1,442	1,396
現在の供給量	在籍児童数	2,987	2,987	2,987	2,987	2,987
必要見込み量		-1,349	-1,217	-1,086	-955	-823

②－３ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

（単位：人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	1,644	1,604	1,579	1,555	1,531
現在の供給量	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
必要見込み量	-444	-404	-379	-355	-331

②－４ 地域子育て支援拠点事業

（単位：人回）

（単位：千円）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量		77, 233	75, 268	74, 412	73, 548	72, 660
現在の供給量		84, 767	84, 767	84, 767	84, 767	84, 767
必要見込み量	リージョン別	-8, 025	-7, 329	-7, 013	-6, 704	-6, 383

* 必要見込み量は子育て支援センターが設置されていない地域の需要量を合計した数値です。市域全体の供給量から需要量を差し引いた数値ではありません。

②－５ 一時預かり事業

○幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

（単位：人日、人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	52,508	51,255	50,308	49,361	48,404
現在の供給量	52,508	51,255	50,308	49,361	48,404
必要見込み量	0	0	0	0	0

＊ 在園児対象の供給量は需要量と同じで計上するため必要見込み量には影響しません。

○２号認定による定期的な利用とそれ以外

（単位：人日、人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	２号認定による 定期的な利用	211,719	206,668	202,850	199,031	195,172
	上記以外（預かり 保育と２号認定による定期的 な利用以外）	136,162	132,796	130,938	129,108	127,242
現在の供給量※上記以外のみ		18,718	18,718	18,718	18,718	18,718
必要見込み量	人日	-117,444	-114,078	-112,220	-110,390	-108,524
	人＊	-816	-792	-779	-767	-754

＊ ２号認定は教育・保育施設で計上するため必要見込み量には影響しません。それ以外の一時預かりについては週３日程度の利用を想定しています。

②－６ 病児保育事業

（単位：人日）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量		25,232	24,614	24,239	23,868	23,490
現在の供給量		4,320	4,320	4,320	4,320	4,320
必要見込み量	人日	-14,629	-14,165	-13,883	-13,604	-13,320
	人＊	-60	-59	-57	-57	-56

＊ １人当たり週５日程度の利用を想定しています。

②ー７ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児）

（単位：人日）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	低学年	8,273	8,013	7,757	7,501	7,244
	高学年	4,574	4,440	4,308	4,175	4,042
現在の供給量		1,195	1,195	1,195	1,195	1,195
必要見込み量		-11,652	-11,258	-10,807	-10,481	-10,091

②ー８ 乳幼児家庭全戸訪問事業

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
供給量	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
必要見込み量	0	0	0	0	0

②ー９ 養育支援訪問事業

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	50	50	50	50	50
供給量	50	50	50	50	50
必要見込み量	0	0	0	0	0

②ー10 妊婦健診

（単位：人回）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
供給量	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
必要見込み量	0	0	0	0	0

②ー11 利用者支援

（単位：拠点数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	3	4	5	6	7
供給量	0	0	0	0	0
必要見込み量	-3	-4	-5	-6	-7

(2) 地区別の地域子ども・子育て支援事業の需要量と現状の供給量等

① 地域子育て支援拠点事業

中学校区		平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量
石切	A	3,896	6,433	4,813	3,798	6,267	4,813	3,754	6,194	4,813
孔舎衛		2,537								
縄手	B	1,536	13,529	21,916	1,501	13,195	21,916	1,486	13,043	8,873
枚岡		3,478								
縄手北		2,132								
池島		1,179								
縄手南	C	5,204	12,946	13,258	5,070	12,622	13,258	5,010	12,475	13,258
盾津		8,051								
盾津東	D	4,895	14,150	15,630	4,768	13,794	15,630	4,713	13,633	1,997
玉川		4,543								
英田		4,490								
花園		2,434								
若江	E	2,683	3,025	1,213	2,615	2,954	1,213	2,585	2,920	1,213
楠根		3,025								
長栄	F	3,672	18,277	13,684	3,580	17,817	13,684	3,538	17,609	13,684
新喜多		2,941								
俊徳		1,256								
意岐部		4,102								
高井田	G	3,492	8,873	14,253	3,404	8,638	14,253	3,364	8,537	14,253
小阪		2,815								
金岡		1,012								
太平寺		1,727								
上小阪	H	2,858	8,873	14,253	2,785	8,638	14,253	2,753	8,537	14,253
長瀬		1,489								
弥刀		1,310								
柏田		476								
合計		77,232	77,232	84,767	75,288	75,288	84,767	74,412	74,412	84,767
リージョン合計				-8,025			-7,329			-7,013

中学校区		平成30年度			平成31年度		
		需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量
石切	A	3,710	6,123	4,813	3,665	6,048	4,813
孔舎衛		2,412					
縄手	B	1,465	12,889	21,916	1,453	12,738	21,916
枚岡		3,315					
縄手北		2,036					
池島		1,120					
縄手南	C	4,952	12,331	13,258	4,892	12,181	13,258
盾津		7,673					
盾津東	D	4,658	13,475	15,630	4,601	13,312	15,630
玉川		4,327					
英田		4,276					
花園		2,318					
若江	E	2,555	2,886	1,213	2,524	2,851	1,213
楠根		2,886					
長栄	F	3,497	17,406	13,684	3,455	17,194	13,684
新喜多		2,801					
俊徳		1,196					
意岐部		3,906					
高井田	G	3,325	8,439	14,253	3,285	8,336	14,253
小阪		2,681					
金岡		960					
太平寺		1,645					
上小阪	H	2,721	8,439	14,253	2,688	8,336	14,253
長瀬		1,416					
弥刀		1,243					
柏田		453					
合計		73,548	73,548	84,767	72,660	72,660	84,767
リージョン合計				-6,704			-6,383

② 幼稚園の預かり保育以外の一時預かり

平成27年度													平成28年度												
中学校区		需要量		現在の供給量		必要見込み量		需要量		現在の供給量		必要見込み量													
		人日	人数	人日	人数	人日	人数	人日	人数	人日	人数	人日	人数												
石切	A	9,590	14,774	67	103	2,056	2,155	14	15	-7,534	-12,619	-52	-88	9,353	14,409	65	100	2,056	2,155	14	15	-7,297	-12,254	-51	-85
孔舎衛		5,183		36		99		1		-5,084		-35		5,056		35		99		1		-4,957		-34	
縄手		2,884		20		39		0		-2,845		-20		2,812		20		39		0		-2,773		-19	
枚岡		5,625		39		1,265		9		-4,360		-30		5,486		38		1,265		9		-4,221		-29	
縄手北	B	3,715	22,487	26	156	283	1,587	2	11	-3,432	-20,900	-24	-145	3,623	21,932	25	152	283	1,587	2	11	-3,340	-20,345	-23	-141
池島		3,345		23		0		0		-3,345		-23		3,262		23		0		0		-3,262		-23	
縄手南		6,918		48		0		0		-6,918		-48		6,748		47		0		0		-6,748		-47	
厩津		10,565		73		2,086		14		-8,479		-59		10,303		72		2,086		14		-8,217		-57	
厩津東	C	5,574	16,139	39	112	2,086	2,086	0	14	-5,574	-14,053	-39	-98	5,434	15,737	38	109	2,086	2,086	0	14	-5,434	-13,651	-38	-95
玉川		7,449		52		0		0		-7,449		-52		7,266		50		0		0		-7,266		-50	
英田		7,813		54		901		6		-6,912		-48		7,620		53		901		6		-6,719		-47	
花園	D	5,378	24,780	37	172	617	1,518	4	11	-4,761	-23,262	-33	-162	5,245	24,168	36	168	617	1,518	4	11	-4,628	-22,650	-32	-157
若江		4,141		29		0		0		-4,141		-29		4,037		28		0		0		-4,037		-28	
楠根	E	9,718	9,718	67	67	1,284	1,284	9	9	-8,434	-8,434	-59	-59	9,479	9,479	66	66	1,284	1,284	9	9	-8,195	-8,195	-57	-57
長栄		4,705		33		0		0		-4,705		-33		4,588		32		0		0		-4,588		-32	
新喜多		6,077		42		1,884		13		-4,193		-29		5,926		41		1,884		13		-4,042		-28	
俊徳		3,011		21		0		0		-3,011		-21		2,938		20		0		0		-2,938		-20	
意岐部	F	5,666	31,208	39	217	902	4,277	6	30	-4,764	-26,931	-33	-187	5,525	30,436	38	211	902	4,277	6	30	-4,623	-26,159	-32	-182
高井田		6,358		44		1,122		8		-5,236		-36		6,200		43		1,122		8		-5,078		-35	
小阪		5,392		37		369		3		-5,023		-35		5,259		37		369		3		-4,890		-34	
金岡		746		5		541		4		-205		-1		727		5		541		4		-186		-1	
太平寺		2,534		18		4,371		30		1,837		13		2,471		17		4,371		30		1,900		13	
上小阪	G	5,247	17,056	36	118	92	5,811	1	40	-5,155	-11,245	-36	-78	5,118	16,635	36	116	92	5,811	1	40	-5,026	-10,824	-35	-75
長瀬		1,797		12		0		0		-1,797		-12		1,753		12		0		0		-1,753		-12	
弥力		5,002		35		807		6		-4,195		-29		4,879		34		807		6		-4,072		-28	
柏田		1,730		12		0		0		-1,730		-12		1,688		12		0		0		-1,688		-12	
合計		136,162		946		18,718	130			-117,444		-816		132,796		922		18,718	130			-114,078		-792	

平成29年度													平成30年度												
中学校区		需要量		現在の供給量		必要見込み量		需要量		現在の供給量		必要見込み量													
		人日	人数	人日	人数	人日	人数	人日	人数	人日	人数	人日	人数												
石切	A	9,220	14,205	64	99	2,056	2,155	14	15	-7,164	-12,050	-50	-84	9,089	14,003	63	97	2,056	2,155	14	15	-7,033	-11,848	-49	-82
孔舎衛		4,985		35		99		1		-4,886		-34		4,914		34		99		1		-4,815		-33	
縄手		2,773		19		39		0		-2,734		-19		2,734		19		39		0		-2,695		-19	
枚岡		5,409		38		1,265		9		-4,144		-29		5,333		37		1,265		9		-4,068		-28	
縄手北	B	3,572	21,619	25	150	283	1,587	2	11	-3,289	-20,032	-23	-139	3,522	21,311	24	148	283	1,587	2	11	-3,239	-19,724	-22	-137
池島		3,218		22		0		0		-3,218		-22		3,175		22		0		0		-3,175		-22	
縄手南		6,648		46		0		0		-6,648		-46		6,549		45		0		0		-6,549		-45	
厩津		10,164		71		2,086		14		-8,078		-56		10,027		70		2,086		14		-7,941		-55	
厩津東	C	5,369	15,533	37	108	2,086	2,086	0	14	-5,369	-13,447	-37	-93	5,307	15,334	37	106	2,086	2,086	0	14	-5,307	-13,248	-37	-92
玉川		7,157		50		0		0		-7,157		-50		7,049		49		0		0		-7,049		-49	
英田		7,511		52		901		6		-6,610		-46		7,404		51		901		6		-6,503		-45	
花園	D	5,169	23,824	36	165	617	1,518	4	11	-4,552	-22,306	-32	-155	5,095	23,485	35	163	617	1,518	4	11	-4,478	-21,967	-31	-153
若江		3,987		28		0		0		-3,987		-28		3,938		27		0		0		-3,938		-27	
楠根	E	9,342	9,342	65	65	1,284	1,284	9	9	-8,058	-8,058	-56	-56	9,206	9,206	64	64	1,284	1,284	9	9	-7,922	-7,922	-55	-55
長栄		4,530		31		0		0		-4,530		-31		4,473		31		0		0		-4,473		-31	
新喜多		5,843		41		1,884		13		-3,959		-27		5,762		40		1,884		13		-3,878		-27	
俊徳		2,895		20		0		0		-2,895		-20		2,852		20		0		0		-2,852		-20	
意岐部	F	5,444	30,014	38	208	902	4,277	6	30	-4,542	-25,737	-32	-179	5,364	29,597	37	206	902	4,277	6	30	-4,462	-25,320	-31	-176
高井田		6,114		42		1,122		8		-4,992		-35		6,029		42		1,122		8		-4,907		-34	
小阪		5,188		36		369		3		-4,819		-33		5,117		36		369		3		-4,748		-33	
金岡		717		5		541		4		-176		-1		707		5		541		4		-166		-1	
太平寺		2,438		17		4,371		30		1,933		13		2,407		17		4,371		30		1,964		14	
上小阪	G	5,046	16,402	35	114	92	5,811	1	40	-4,954	-10,591	-34	-74	4,975	16,172	35	112	92	5,811	1	40	-4,883	-10,361	-34	-72
長瀬		1,728		12		0		0		-1,728		-12		1,704		12		0		0		-1,704		-12	
弥力		4,809		33		807		6		-4,002		-28		4,740		33		807		6		-3,933		-27	
柏田		1,663		12		0		0		-1,663		-12		1,639		11		0		0		-1,639		-11	
合計		130,938		909		18,718	130			-112,220		-779		129,108		897		18,718	130			-110,390		-767	

平成31年度																									
中学校区		需要量		現在の供給量		必要見込み量																			
		人日	人数	人日	人数	人日	人数	人日	人数	人日	人数	人日	人数												
石切	A	8,953	13,794	62	96	2,056	2,155	14	15	-6,897	-11,639	-48	-81												
孔舎衛		4,841		34		99		1		-4,742		-33													
縄手		2,693		19		39		0		-2,654		-18													
枚岡		5,254		36		1,265		9		-3,989		-28													
縄手北	B	3,470	20,994	24	146	283	1,587	2	11	-3,187	-19,407	-22	-135												
池島		3,130		22		0		0		-3,130		-22													
縄手南		6,446		45		0		0		-6,446		-45													
厩津		9,886		69		2,086		14		-7,800		-54													
厩津東	C	5,241	15,127	36	105	2,086	2,086	0	14	-5,241	-13,041	-36	-91												
玉川		6,938		48		0		0		-6,938		-48													
英田		7,293		51		901		6		-6,392		-44													
花園	D	5,018	23,134	35	161	617	1,518	4	11	-4,401	-21,616	-31	-150												
若江		3,886		27		0		0		-3,886		-27													
楠根	E	9,067	9,067	63	63	1,284	1,284	9	9	-7,783	-7,783	-54	-54												
長栄		4,414		31		0		0		-4,414		-31													
新喜多		5,678		39		1,884		13		-3,794		-26													
俊徳	F	2,808	29,167	19	203	902	4,277	6	30	-4,379	-24,890	-30	-173												
意岐部		5,281		37		0		0		-5,281		-37													
高井田																									

No	日付	項目	意見	骨子案への対応
1	5月21日	教育・学びに関する基本理念	・今回の計画では「教育・保育」について考えていくので、基本理念には「教育」や「学び」というキーワードを入れながら、育ちにつなげていくような理念が必要ではないか。 ・就学前の教育、就学後の放課後の学びについて考え方を掲載しなくてよいのか。 ・この計画には子育て支援はずいぶん盛り込まれているが、教育の面が弱い ・従前の保育と教育に分かれていたところから、教育・保育を一体的にという幼保連携や子ども・子育て支援事業の仕組みができるのだから、改めて教育委員会も含めて就学前の「教育」「学び」といった視点を基本理念の中でもう少し描いて欲しい	ご意見をもとに第2章2および第2章3(1)に教育に関する文章を追加しました (8ページ、9ページ)
2	5月21日	障害児および要保護・要支援児童	・障害者計画と共通なところもこの計画に掲載する必要がある ・理念のところだけではなく、「現状と課題」に関するところにも具体的に示すべき ・障害の早期発見や予防について母子保健事業の中でかなり取り組んでいるので、その辺りをもっと盛り込んではいかがか ・要保護・要支援についてはもう少し具体的に相談の件数、支援体制、今回の仕組みの中で子育て支援事業の中でどのように変わるかを記載してほしい ・虐待の相談件数も文章中にはあるが、対応施策などを今回の計画によく見えるような形で掲載したほうがよい	ご意見をもとに第3章2(5)の要保護・要支援児童についてを修正しました (32ページ、33ページ)
3	5月21日	情報提供に関して	・市は様々な事業に取り組んでいるが、それが実際の保護者に届いていないというか、情報提供の部分をどうするかということがある ・どのように市民に届いていくのか、在宅支援や情報提供の仕組みづくりの現状が書かれているとよい	ご意見をもとに第3章2(8)子育て支援の情報提供についての項目を追加しました (36ページ)
4	5月21日	戦略的な理念設定の必要性	・基本的な視点に「子どもの権利条約」でも示されている「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という文章がある。保護者が子育ての責任を有するということはとても大事なことでからこそ、行政としては何がどのようにできるのかといった事を描く必要があるのではないか。 ・今回の新制度の大きなポイントとして都市部での待機児童の解消があり、それだけではなく、3歳以上の子ども達に障害の有無や家庭の事情に関わらず、教育・保育を保障しようということがある。発達を保障できる環境を整備しようというもので、市では特に0～2歳の待機児童解消と在宅での子育てに寄り添う支援をどうするかということが車の両輪のようにある ・今回(新制度及び計画)の取り組みは待機児童対策の施設整備だけではなく、市でも0～2歳の8割が在宅なので、その在宅での子育て支援をどうするかに目を向けないと少子化に歯止めがきかない、子どもを生み育てることに夢をもつということにつながらないと思う ・このようなことを踏まえて、理念の中で、幼児期の教育の視点と在宅での子育て支援について包括していく ・このようなことを見る形で掲載する	ご意見をもとに第3章3(3)戦略的に取り組むためにを追加しました また、第3章1 東大阪市次世代育成支援行動計画の施策展開との関係性を明確にしました (15ページ、40ページ)
5	5月27日	留守家庭児童育成クラブ	庁内修正	第3章2(7)留守家庭児童育成クラブについての文章を修正しました (35ページ)
6	6月5日	障害児および要保護・要支援児童	庁内修正	第3章2(5)の要保護・要支援児童の単語を変更しました (32ページ)
7	6月5日	親の子育て力の支援	庁内修正	第3章2(9)親の子育て力の支援についての項目を追加しました (37ページ)
8	6月12日	親の子育て力の支援	「親の子育て力の支援について」とあるが、子育て力というのはどのようなことでどのような部分が子育て力が分からない。	p37に親の子育て力の注釈を加えました
9	6月12日	計画の基本的な考え方	「計画の基本的な考え方」には「戦略的に取り組むために」の項目を入れて下さい。	p11「図 計画の基本的な考え方」の下部にp38～p41の施策展開の基本的な考え方を追加しました